

みどり市過疎地域持続的発展計画

令和3年9月

(令和4年 3月一部変更)

(令和4年 9月一部変更)

(令和5年 5月一部変更)

(令和6年 12月一部変更)

(令和7年 12月一部変更)

みどり市

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 市町村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	9
(3) みどり市行財政の状況	14
(4) 地域の持続的発展の方針	18
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	19
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	20
(7) 計画期間	20
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	20
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
3 産業の振興	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 産業振興促進事項	32
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
4 地域における情報化	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
5 交通施設の整備、交通手段の確保	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
6 生活環境の整備	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	50
(1) 現況と問題点.....	50
(2) その対策	51
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55
8 医療の確保.....	56
(1) 現況と問題点.....	56
(2) その対策	56
(3) 計画	57
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	57
9 教育の振興.....	58
(1) 現況と問題点.....	58
(2) その対策	58
(3) 計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62
10 集落の整備.....	64
(1) 現況と問題点.....	64
(2) その対策	64
(3) 計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	65
11 地域文化の振興等.....	66
(1) 現況と問題点.....	66
(2) その対策	67
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	68
12 再生可能エネルギーの利用の推進	69
(1) 現況と問題点.....	69
(2) その対策	69
(3) 計画	69
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	70
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	71
(1) 現況と問題点.....	71
(2) その対策	71
○事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	72

1 基本的な事項

(1) 市町村の概況

ア自然的条件

みどり市は、群馬県の東部に位置し、総面積は 208.42 km²。市域は桐生市、栃木県日光市を始め、群馬、栃木県の 7 市と接しており、首都東京からは 100 km 圏内である。

みどり市東町区域（以下「東町区域」という。）は、群馬県の東部、栃木県との県境に位置し、東西 18km、南北 12km、総面積 141.57 km² と広大で、その約 93%を森林が占める。

東町区域は、桐生市をはじめ群馬・栃木両県の 5 市と境を接し、県都・前橋市からは北東へ約 37km、車で約 70 分の位置にある。

標高は 285m から袈裟丸山の山頂付近は 1,908m に及び、急峻な山嶺に囲まれ起伏に富んだ地形を呈している。足尾山塊に源を発する渡良瀬川が東町区域の中央を貫流し、その両沿岸には変化に富んだ地形から随所に優れた景観を有している。これに黒坂石川、小中川などの支流が流入し、集落は主としてこれらの河川に沿って点在している。

地質は、大部分が足尾帯の岩石からなり、渡良瀬川及びその支流の河岸にわずかに沖積層が分布している。全般に表層は浅いものの肥沃な腐植壤土が多くなっている。

東町区域の気候は、地形が複雑であるため一様ではないものの、近隣に設置されている気象庁の気象観測システムによると、ここ 10 年の平均気温は 15.1℃ で、年間降水量は 1,404 mm となっている。なお、降雪は年に数回を数える程度である。

みどり市大間々町区域（以下「大間々町区域」という。）は、群馬県の東部に位置し、東西 9km、南北 13km の長さがあり、総面積 48.05 km² である。

大間々町区域は、北はみどり市東町、南はみどり市笠懸町、東西は桐生市に接している。

本区域は、足尾山系の山懐に抱かれた山間地と、そこに源をもつ渡良瀬川の清流がつくった大間々扇状地の要に位置する河岸段丘場の平坦地によって形成されている。そして、総面積の約 70%を占める緑豊かな山々や渓谷美を誇る高津戸渓谷など、多くの自然に恵まれている。

気象は、冬季に「赤城おろし」と呼ばれる北風の強く吹き付ける寒冷な時期もあるが、降雪はまれである。また、年間を通して降水量も比較的少ないうえ、晴天も多く温暖である。

イ歴史的条件

(ア) 東町区域

みどり市は、平成 18 年 3 月 27 日に、新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村が合併して誕生した、群馬県で 48 年ぶりにして第 12 番目の新しい市である。

東町区域は、江戸時代に徳川幕府の直轄領土となり、足尾銅山の粗銅を江戸へ運ぶための「銅山街道」の整備に伴い、沢入と花輪に銅問屋が設けられた。また、この街道が日光東照宮参詣の裏街道としても利用されたことから、宿場として大いに栄えた。

明治 22 年の町村制施行により、花輪村ほか 7 か村が合併して東村が誕生し、役場を花輪三区の普門寺に置いた。

当時は全国的に養蚕が盛んで、東町区域においても株式会社花輪貯蓄銀行が設立され、横浜に支店を設けて米国との生糸貿易が行われた。

大正元年、足尾鉄道（後の国鉄足尾線、現在のわたらせ渓谷鐵道）の敷設工事を契機に沢入地区の「みかけ石」採掘が開始されると、区域外でも都電の敷石や建築用材として広く利用されるようになった。

昭和 46 年、水資源開発公団（現水資源機構）が渡良瀬川の上流・草木地区に多目的ダム建設に着手し、5 年有余の歳月をかけて昭和 52 年 3 月に草木ダムが完成した。その過程において草木集落が湖底に沈み、218 世帯が先祖伝来の地を離れることになった。

しかし、草木ダムの完成により、国道 122 号の整備、日足トンネルの開通と相まって、東町区域が観光地として歩み始めることになった。

（イ）大間々町区域

大間々町区域の開拓が始まったのは、近世初期の文禄・慶長年間（1592 年～1614 年）といわれ、そのころには大間々の「市」が始まり、足尾銅山も発見されている。

その後、幕府御用の銅を運ぶ銅山街道の宿場になってからは町は急速に発展し、絹糸と農産物の集散地として、また交通の要衝地として繁栄した。

明治元年、この地方は岩鼻県に属していた。明治 4 年に群馬県（前橋県）に属したものの、直後に栃木県へ転じ、明治 9 年に再び群馬県に属している。明治 22 年には町村制施行により、大間々町と桐原村が合併し、前身となる「大間々町」が誕生した。明治 44 年には、桐生・大間々間で足尾鉄道の運転が開始され、翌年には足尾までの全線が開通、沿線地域の発展に重要な役割を果たしてきている。また、明治 16 年に開業した大間々銀行は、県下初の私立普通銀行であり、大正 10 年に建築された本店は、群馬における大正期の銀行建築を代表する、優れた「近代化遺産」として、県内でも有数の貴重な建造物となっている。

昭和 29 年 10 月、福岡村と川内村の一部（高津戸地区）を合併、編入、さらに昭和 33 年 2 月には勢多郡黒保根村の一部（神梅地区、塩沢地区）を編入し、現在の町域となった。

ウ社会的条件

(ア) 東町区域

東町区域の全就業者数は、平成 27 年の国勢調査においては 1,008 人であったが、令和 2 年では 881 人に減少しており、人口減少や高齢化に伴って、地域の経済活動が縮小傾向にあると考えられる。就業地は、みどり市笠懸町、大間々町及び桐生市などの区域外が多い状況になっている。また、日常の買い物や医療、高等学校なども区域外に依存している状況である。

昭和 47 年、桐生市を中心とした 1 市 2 町 4 村（現在は、みどり市・桐生市及び太田市（旧藪塚本町））で広域市町村圏の指定を受け、桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合を設立し、ごみ・し尿処理、消防、斎場など幅広い分野で共同処理してきた。合併後の現在、これらの業務は、桐生市とみどり市の間で委託対応している。

公共交通機関としては、第 3 セクター「わたらせ渓谷鐵道」が東町区域外へと延びており、桐生市中心部との間を約 40 分で結んでいる。東町区域には 5 つの駅があり、大間々町や桐生市への通勤・通学の手段として貴重な役割を果たしている。

また、路線バスは、昭和 48 年 3 月に東武バスが運行を中止したのを受け、旧東村では村営有償バスの運行を開始した。合併後、市営の路線バスとして引継ぎ、現在では区域内を 3 路線が運行しており、地域住民の通勤・通学あるいは通院等の手段として、また、観光客の交通手段として重要な役割を担っている。

さらには、NPO 法人が事業運営している「交通空白地有償運送事業」に補助支援を行うことで、鉄道や路線バスを含め、総合的な公共交通施策を実施している。

道路に関しては、国道 122 号が唯一東町区域外へとつながっている。この国道は、観光地「日光」へのルートとして、春から秋にかけて通過車両が増加するため、バイパスの新設等、新たな交通対策が望まれている。

(イ) 大間々町区域

大間々町区域の全就業者数は、平成 27 年の国勢調査においては 9,335 人であったが、令和 2 年では 8,553 人に減少しており、人口減少や高齢化に伴って、地域の経済活動が縮小傾向にあると考えられる。就業地及び通学先は、大間々町に隣接している桐生市などの区域外が多い状況になっている。

ごみ・し尿処理、消防、斎場などについては、東町区域と同様に桐生市とみどり市の間で委託対応している。

道路に関しては、首都圏から日光市に至る国道 122 号が南北に走り、国道 122 号から岐路する国道 353 号が中之条町へと延びている。鉄道は、本町を南北に縦断するわたらせ渓谷鐵道が桐生市から東町を経て日光市足尾町に至っている。また、東武浅草駅を始発、赤城駅を終着とし、大間々町区域と首都圏を結んでいる東武鉄道のほか、上毛電気鉄道が西桐生駅から大間々町区域を経て中央前橋駅まで延びている。

平成 21 年から笠懸町・大間々町区域において、時間と乗車区間を電話で予約して利用する乗合バス「電話でバス」の運行を開始した。以前はバスの運行が無かった地域の方も利用できるよう、234 か所にバス停を設置している。

エ 経済的条件

(ア) 東町区域

東町区域の代表的な産業であった石材産業（みかげ石採掘・加工）は、最盛期には年間生産量 25 万トン、販売総額 30 億円を超え、東町区域の経済の主力であったが、近年は安価な外国産材の影響や内外の競争激化から、販売額が大幅に減っている。かわって、自動車部品製造業とその関連プラスチック製造業が東町区域全体の出荷額のほとんどを占めるようになった。

しかしながら、自動車部品製造業及びプラスチック製造業の雇用の中心は、中・高年齢層の女性であり、企業によっては、期間を定めた中での外国人労働者や派遣労働者を雇用しており、地域の若者が就業するための十分な受け皿とはなっていない。

また、観光産業の確立を目指し整備してきた公共施設は、東町区域にとって貴重な雇用の場となっているが、観光入込客数が減少しているため、観光施設の運営見直し、施設整備も大きな課題となっている。

農林業を取り巻く経営環境は、極めて厳しい状況である。農業においては、気候や地域の特性を活かした農産物を生産し、農産物直売所等を利用して販売する農業者もいるが、担い手の高齢化や区域外への流出により、遊休農地が増え、それと比例するように有害鳥獣による被害が拡大している。

林業においては、長期にわたる木材価格の低迷と成木への熊の皮剥等が、林家の経営意欲を低下させる一因となっている。

(イ) 大間々町区域

大間々町区域の工業は、銅や絹製品の集散地として発展したことでもわかるように長い歴史を持っている。現在も、商工業主体の産業構造となっているが、近年では不況の影響を受け、厳しい状況が続いている。また、金属・機械工業などの基幹的工業が厳しい経営状態にある。

また、大間々町区域の山間部にある複合型観光施設の入込客数は、若干の減少は見られるものの、横ばいとなっている状況である。オープン当時は地元住民の貴重な雇用の場となっていたが、現在は指定管理者制度を導入している。

林業に目を向けると、大間々町区域の森林はみどり市の約 21%を占めており、そのうちの約半数は人工林となっている。東町区域同様に、長期にわたる木材価格の低迷や野生獣による被害により、林家の経営意欲を低下させているといえる。

才過疎の状況

本市の人口は昭和 45 年以降、平成 7 年にかけて急増し、その後は緩やかな増加となっており、平成 17 年以降は減少に転じている。

東町区域の人口は、昭和 22 年国勢調査時の 8,020 人を頂点とし、その後、減少の一途をたどっている。特に昭和 32 年頃より急激な減少傾向が現れ、草木ダム建設も影響し、昭和 50 年の国勢調査人口 5,157 人は、昭和 22 年対比 2,863 人の減少で、実に 35.7% の高い減少率となっている。草木ダム完成後も、減少傾向は依然として続き、令和 2 年国勢調査人口 1,701 人は、10 年前の平成 22 年対比 825 人の減少、32.7% の減少率となっており、今後も人口の流出や少子化などの自然減により人口減少が継続していくことが予想される。

大間々町区域の人口は、昭和 60 年まで緩やかに増加傾向で推移していたが、その後減少に転じている。平成 27 年から令和 2 年の間の小地域別の人口増減をみると、大間々町区域全域で人口は減少傾向を示しており、特に山間部の北部地域になるとその傾向が顕著で、10% 以上の減少率となっている。

このような人口減少の主要因は、高度経済成長期における生産年齢層の都市部への流出であり、我が国の経済構造に大きく起因するものではあるが、農林業経営に対する先行き不安感がマイナスに作用した面もあると考えられる。

過疎化が進む中、東町区域は昭和 51 年度に過疎地域対策緊急措置法の指定を受けてから、平成 2 年度に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年度に過疎地域自立促進特別措置法、令和 3 年度には現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と、継続して過疎地域と指定され、長きにわたり過疎対策事業債を活用し積極的に公共施設等の整備に力を注いできた。交通・通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設の整備、産業振興等、重要な事業は、国・県の各種支援により推進でき、このことは大きな成果が得られたものと考えられる。

今後は、いわゆるソフト事業についても効果的な対策が図れるよう検討を進め、地域の持続的発展を図る必要がある。

このような状況の中、令和 2 年度国勢調査の結果を踏まえ、人口要件及び財政力要件を満たしたことから、令和 4 年 4 月 1 日付けで大間々町区域が「一部過疎」として指定されたこととなった。

カ社会経済的発展の方向の概要

○産業構造の変化・地域の経済的な立地特性

東町区域の産業構造は、かつては養蚕、畑作、林業といった第一次産業が中心であった。その後、第二次産業、第三次産業を主体とした都市型の就業構造へと変化してきている。

令和 2 年国勢調査における産業構造を産業別就業者数で見てみると、第一次産業就業者数が 76 人 (8.6%)、第二次産業就業者数が 287 人 (32.6%)、第三次産業就業者数が 501 人 (56.9%) となっている。平成 27 年の第一次産業就業者数が 7.6%、第二次産業就業者数

が 35.5% で、第三次産業就業者数が全体の 55.2% であり、就業者数割合自体に大きな変動はない。

経済規模でみると、平成 14 年の数字ではあるが、農業産出額 247 百万円、同年の工業製品出荷額 5,953 百万円、同じく小売業販売額 1,794 百万円で、自動車部品製造業・石材業を中心とした第二次産業の比重が高い。工業製品出荷額 60 億円のうち、約 8 割、46 億円程度を自動車部品製品と関連プラスチック製品が占め、東町区域の基幹産業となっている。しかし、これらの数値を群馬県全体の中でみると、農業産出額及び工業製品出荷額は、0.1%、小売業販売額は、0.5% を占める程度で、経済規模としては極めて小さい。

また、観光についてみると、令和元年の年間観光入り込み客数は、約 233 万人となっている。東町区域にある「国民宿舎サンレイク草木」の令和元年の宿泊利用者数は 8,872 人、日帰り利用者数は 24,899 人となっている。ただし、他の地域と同様、昨年世界中に打撃を与えた新型コロナウイルス感染症の影響が顕著である。民宿、その他観光施設における観光客の消費額は、今日においても東町区域の経済では、大きな比重を占めていると推定できる。

大間々町区域の産業構造は、令和 2 年国勢調査における産業構造を産業別就業者数で見てみると、第一次産業就業者数が 234 人 (2.7%)、第二次産業就業者数が 2,880 人 (33.7%)、第三次産業就業者数が 5,279 人 (61.7%) となっている。平成 27 年の第一次産業就業者数が 2.7%、第二次産業就業者数が 34.2% で、第三次産業就業者数が全体の 60.5% であり、就業者数割合自体に大きな変動はない。

経済規模でみると、平成 14 年の数字ではあるが、農業産出額 890 百万円、同年の工業製品出荷額 49,234 百万円、同じく小売業販売額 29,085 百万円で、飲料・飼料、電気機器製造業を中心とした第二次産業の比重が高くなっている。

・農業

東町区域の農家数は、昭和 55 年と比べ、平成 17 年には 40.7% も減少している。これは農業だけでは生計が立てられないことから、東町区域に在住しながらも他産業への転換や、近隣市町村へ通勤する人が増加したためと思われる。

また、専業、兼業別で見てみると、兼業は第一種、第二種ともに減少しているが、専業農家は増加している。これは、核家族化に伴う高齢者世帯の増加に伴い専業者数が増加したためと考えられ、加えて就農者の高齢化も進行していることから、将来の東町区域の農業を担う労働力の減退が非常に大きな課題である。

また、一戸当たりの平均耕地面積は 0.36ha (平成 17 年) となっており、東町区域としては農地の集約化を推進しているが、平坦な農地が極めて少なく、農作業の効率化・農業所得の向上に貢献するには至っていないという現状がある。

大間々町区域の農業を統計調査結果から見ると、平成 2 年に 500 戸近くあった農家が 10 年間で 3 割程度減少し、専業農家は 10 年間で 3 分の 2 にまで減っている。また、経営耕地面積も同様で、10 年間で 3 分の 2 程度になっている。農業粗生産額も年々減少し、特に平

成2年から平成7年までの5年間で、落ち込みが大きくなっている。

就農者の高齢化に伴い、担い手、後継者の不在が非常に大きな課題となっている。

・林業

東町区域の総面積の約93%を森林が占めるが、このうちのほとんどが民有林である。

輸入材の増加とともに木材価格が低下し、林業界は慢性的な不振となっている。近年では、生椎茸やなめこなどの原木は放射線量が多いことで、当区域からの産出ができなくなっている。特用林産物の生産量も減少している。さらに、林業従事者の高齢化も進み、就業人口自体も減少しているため、個人等で管理の行き届かない森林も多く、現状としてはわたらせ森林組合が中心となって管理を行っている。

このような状況の下、東町区域の林業の周知や地域材の有効活用、雇用の拡大を図ることを目的として、平成4年に木工体験施設「わらべ工房」を整備した。

平成27年には、森林組合により地域材加工センターが整備され、地域材の流通コストの削減を図るとともに、地域材を利用した製品や木材ペレットの加工を行い、地域材のさらなる利用促進や拡大を図ることを目的に運営されている。

大間々町区域の森林面積は3,255.46haで総面積の約68%を占めるが、このうちの半数が人工林である。

東町区域同様に木材価格が低下し、林業界は慢性的な不振となっている。生椎茸についても東町区域同様に放射線量の影響により生産量が減少している。林業従事者の高齢化も同様で、就業人口自体も減少し、個人等で管理の行き届かない森林が多く、現状としては桐生広域森林組合が中心となって管理を行っている。

・商工業

東町区域の事業所数（農林業を除く）は、平成21年と比べ平成28年には20%以上減少しており、従業者数では約25%減少している。区域内の従業者数の割合が高い製造業、卸売・小売業における従業者数の減少が大きく影響している。地域住民の減少に伴い、消費が縮減し、事業の継続が困難になっているほか、サービスの質も維持するのが困難になっている。この状況が続くと、生活の利便性が低下するだけでなく、地域の活力が失われることで、区域外への人口流出が加速し、さらなる人口減少につながる恐れがある。

一方では、地元の素材を生かした食料品・物産品が「みどり市ブランド商品」として認定されており、地元での消費だけでなく、区域外や観光客に向けた消費の拡大が望まれる。

大間々町区域の商業の概況を見ると、従業者数の著しい増加が目立ち、平成3年の1,640人から平成11年には2,322人へと、この間に4割程度も増加している。商店数こそ横ばい傾向にあるものの、年間商品販売額はわずかながら増加傾向にある。

本町の工業の動向を見てみると、事業所数は平成2年をピークに、その後は緩やかに減少している。従業者数も事業所数の減少と同じように平成2年から減少傾向となっている。製

造品出荷額等は、平成 6 年から平成 10 年までは増加の傾向にあったが、その後は平成 12 年までの間で 1 割以上の減少を見せて いる。

・観光業等

東町区域では、昭和 52 年の草木ダム完成を契機に、ダム湖が作り出す景観を有効に利用する取り組みが始まった。昭和 56 年の国民宿舎建設に始まり、キャンプや野外活動ができる「黒坂石バンガロー・テント村」、童謡の父と言われる石原和三郎に関する資料を中心として展示する「童謡ふるさと館」など、地元住民の利用に限らず、観光で訪れる人を対象にした施設を順次整備した。

平成 3 年には、旧東村出身で、詩画作家星野富弘氏の作品を展示する「富弘美術館」が開館し、一時は年間来館者数が 40 万人を超える、観光入込客数もピークを迎えた。

近年は、入込客数も伸び悩んでいるが、レジャーの多様化などから、新たな需要への対応として、既存の観光施設の有効利用や東町区域の豊かな自然を活かした観光施策の検討と取り組みが有効となると考えている。

大間々町区域は、県下で最も古い醤油の醸造元や造り酒屋、古民家、レンガの煙突などが点在し、あかがね街道の宿場町や生糸の集積地として栄えた面影を今も色濃く残している。中でも、大間々 3 丁目から 4 丁目にかけての約 400m に 46 棟の蔵が集中しており、大正から昭和にかけての風情ある街並みを見ることができる。

大間々町区域の観光客入込数の総数は、平成 8 年をピークに減少していたが、平成 11 年に著しく増加した。施設ごとに見ると、小平の里は平成 8 年をピークに減少し続け、令和 2 年度は約 11 万人、高津戸峠も平成 8 年には増加したもの、その後は小平の里と同様の変化を示していたが、令和 2 年度は約 23 万人の入込数となっており、増加している。大間々博物館(コノドント館)に限っては、年ごとのばらつきが見られる。

今後は、観光施設の適正な維持管理とコロナ禍による新しい生活様式に対応した施策の検討が必要と考える。

○県の総合計画等における位置づけ等に配慮した東町区域の社会経済的発展の方向の概要

群馬県では、他にはない価値を持ち、空間的にも精神的にもより安定した快適な状況を「快疎」と称し、新・群馬県総合計画「ビジョン」でも、県全体でその実現を目指している。

また、みどり市では、「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」を将来像とする第 2 次みどり市総合計画を平成 30 年に策定し、平成 30 年度から令和 9 年度までを計画期間としている。

みどり市では、これらの計画との整合性を図るとともに、また、隣接市との連携を図りながら取り組みを進めていく。

（2）人口及び産業の推移と動向

（ア）人口の推移と動向

本市の人口は昭和 45 年以降、平成 7 年にかけて急増し、その後は緩やかな増加となっており、平成 17 年以降は人口減少に転じている。

国勢調査によると、東町区域の人口は昭和 22 年の 8,020 人を頂点に、その後減少の一途をたどり、令和 2 年では 1,701 人となっている。この数字は、平成 22 年国勢調査時の人口と比較しても 32.7% 減少しており、今後も人口の減少は続くと考えられる。

人口を年代別の構成比でみると、平成 22 年の国勢調査時、年少人口（15 歳未満）は 178 人で人口の 7.0% を占めていたが、令和 2 年の国勢調査においては 58 人、3.4% となっており、出生者数の減少により年々その構成比は小さくなっている。

一方で、高齢者人口（65 歳以上）は、平成 22 年国勢調査時の 972 人（38.5%）から、令和 2 年には 903 人（53.1%）となり、人口の半数以上が高齢者となっている。

これらのことから、東町区域における少子高齢化は顕著であり、今後もさらに加速していくことが予想される。

大間々町区域は、全国や群馬県とほぼ同様の人口動向となっているが、平成 2 年以降は減少傾向にあり、今後も減少が続くことが予想される。

大間々町区域の人口は、昭和 25 年を基準（1.00）とした場合の地区別人口の増減率を全国や群馬県の増減率と比較すると、全国・群馬県と同様に、昭和 60 年まで緩やかに増加傾向で推移していたが、その後減少に転じている。平成 22 年と平成 27 年の間の小地域別の人口増減をみると、大間々町区域全域で人口は減少傾向を示しており、特に山間部の北部地域になるとその傾向が顕著で、10% 以上の減少率となっている。

年齢層は、60 歳代後半から 70 歳代前半が最も多く、次いで 40 歳代後半の年齢層が多くなっている。

今後も大間々町区域全体として人口減少が予想される中、鉄道駅周辺の利便性を活かした移住・定住施策の促進が求められる。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

東町区域

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,048	人	5,157	% △26.8	3,876	% △24.8	2,948	% △23.9
0 歳～14 歳	2,695	人	1,058	% △60.7	677	% △36.0	263	% △61.2
15～64 歳	3,841	人	3,503	% △ 8.8	2,387	% △31.9	1,669	% △30.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,267	人	1,155	% △ 8.8	553	% △52.1	386	% △30.2
65 歳以上 (b)	512	人	596	% 16.4	812	% 36.2	1,016	% 25.1
(a)/総数 若年者比率	18.0	%	22.4	—	14.3	—	13.1	—
(b)/総数 高齢者比率	7.3	%	11.6	—	20.9	—	34.5	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,526	% △14.3	人 2,077	% △17.8	人 1,701	% △18.1
0 歳～14 歳	178	% △32.3	114	% △36.0	58	% △49.1
15～64 歳	1,376	% △17.6	1,042	% △24.3	738	% △29.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	279	% △27.7	176	% △36.9	114	% △35.2
65 歳以上 (b)	972	% △4.3	921	% △ 5.2	903	% △ 2.0
(a)/総数 若年者比率	11.0	—	8.5	—	6.7	—
(b)/総数 高齢者比率	38.5	—	44.3	—	53.1	—

大間々町区域

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		人	人	%	人	%	人	%
	18,012	22,190	23.2	23,417	5.5	21,427	△8.5	
0 歳～14 歳	5,694	5,699	0.1	4,305	△24.5	2,963	△31.2	
15～64 歳	11,191	14,689	31.3	16,026	9.1	13,523	△15.6	
うち 15 歳～ 29 歳(a)	—	5,254	—	4,806	△8.5	3,272	△31.9	
65 歳以上 (b)	1,127	1,721	52.7	3,072	78.5	4,901	59.5	
(a)/総数 若年者比率	—	23.7	—	20.5	—	15.3	—	
(b)/総数 高齢者比率	6.3	7.8	—	13.1	—	22.9	—	

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,191	% △5.8	人 19,176	% △5.0	人 17,880	% △6.8
0 歳～14 歳	2,685	△9.4	2,240	△16.6	1,776	△20.7
15～64 歳	12,190	△9.9	10,813	△11.3	9,598	△11.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,572	△21.4	2,362	△8.2	2,152	△8.9
65 歳以上 (b)	5,307	8.3	6,000	13.1	6,305	5.1
(a)/総数 若年者比率	% 12.7	—	% 12.3	—	% 12.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 26.3	—	% 31.3	—	% 35.3	—

みどり市（旧笠懸町、旧大間々町、旧東村）

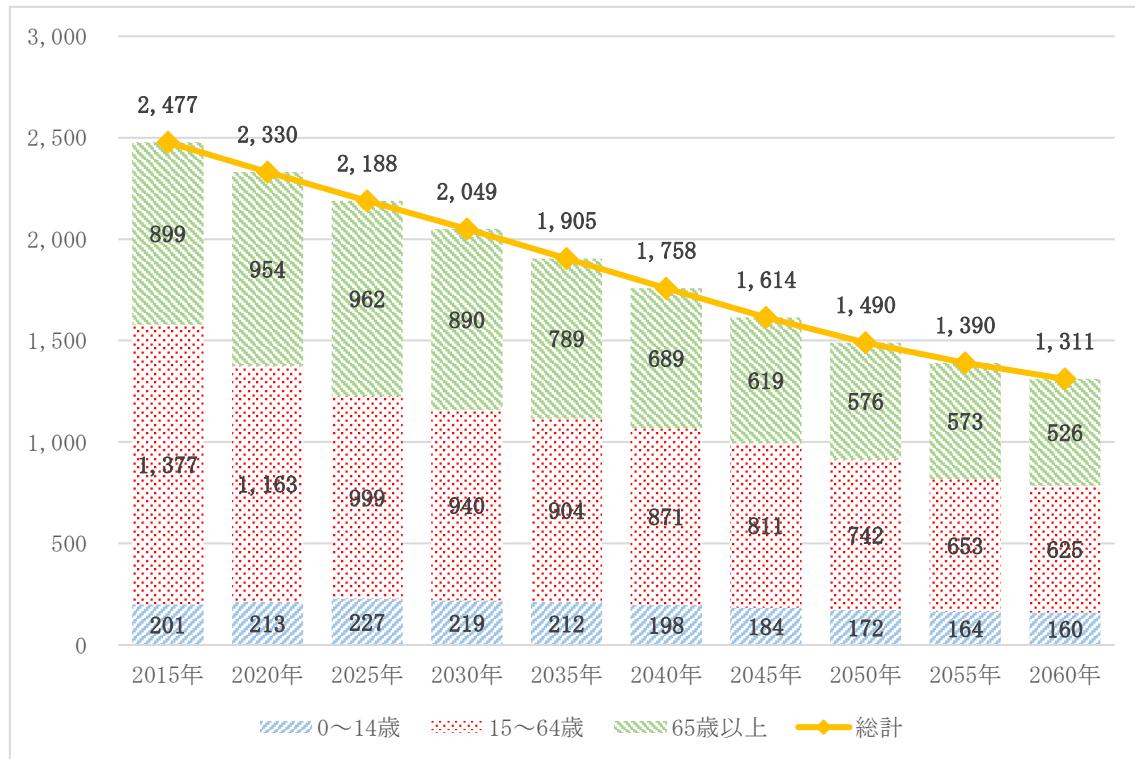
区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人	人	%	人	%	人	%	
	33,442	40,061	19.8	49,502	23.6	51,705	4.5	
0 歳～14 歳	11,082	10,178	△ 8.2	9,609	△ 5.6	7,858	△ 18.2	
15～64 歳	20,192	26,647	32.0	33,821	26.9	33,661	△ 0.5	
うち 15 歳～ 29 歳(a)	8,053	9,574	18.9	10,157	6.1	8,432	△ 17.0	
65 歳以上 (b)	2,168	3,236	49.3	6,072	87.6	10,186	67.8	
(a)/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	
	24.1	23.9		20.5		16.3		
(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	
	6.5	8.1		12.3		19.7		

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%
	51,899	0.4	50,906	△ 1.9	49,648	△ 2.5
0 歳～14 歳	7,632	△ 2.9	6,833	△ 10.5	5,904	△ 13.6
15～64 歳	32,578	△ 3.2	29,966	△ 8.0	28,254	△ 5.7
うち 15 歳～ 29 歳(a)	7,246	△ 14.1	6,791	△ 6.3	6,740	△ 0.8
65 歳以上 (b)	11,632	14.2	13,709	17.9	14,832	8.2
(a)/総数 若年者比率	%	—	%	—	%	—
	14.0		13.3		13.6	
(b)/総数 高齢者比率	%	—	%	—	%	—
	22.4		26.9		29.9	

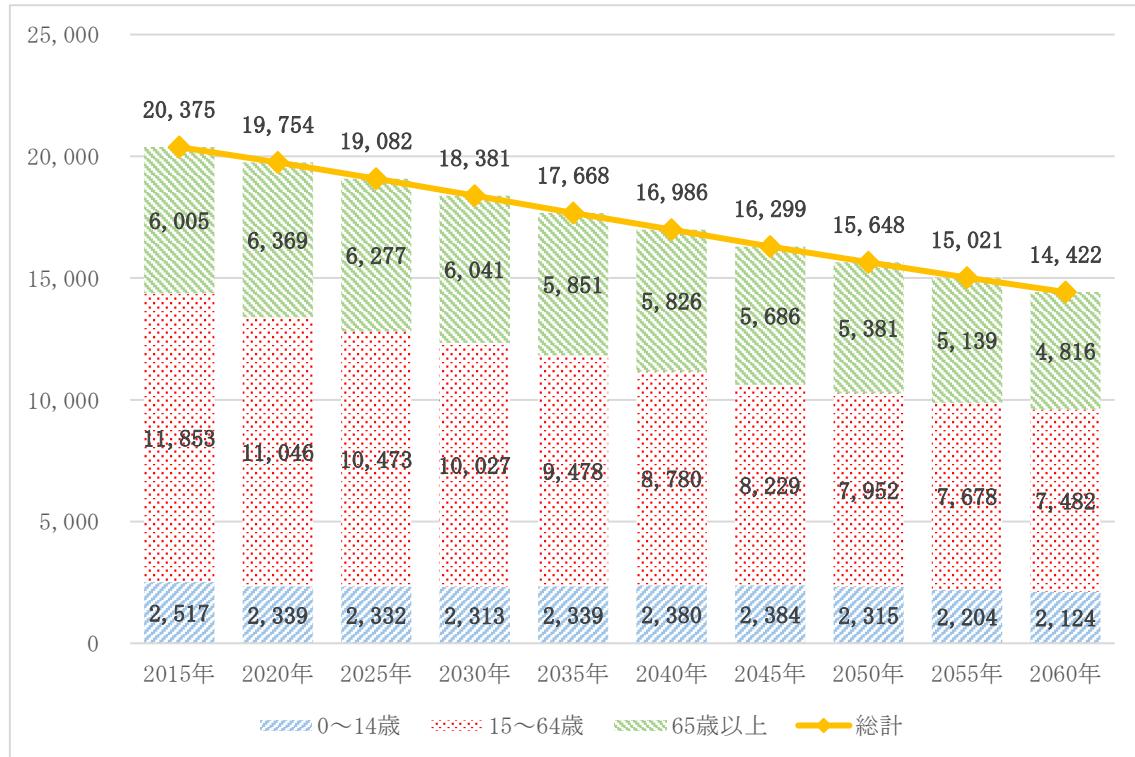
表1-1(2) 人口見通し

みどり市人口ビジョン（平成28年3月策定）

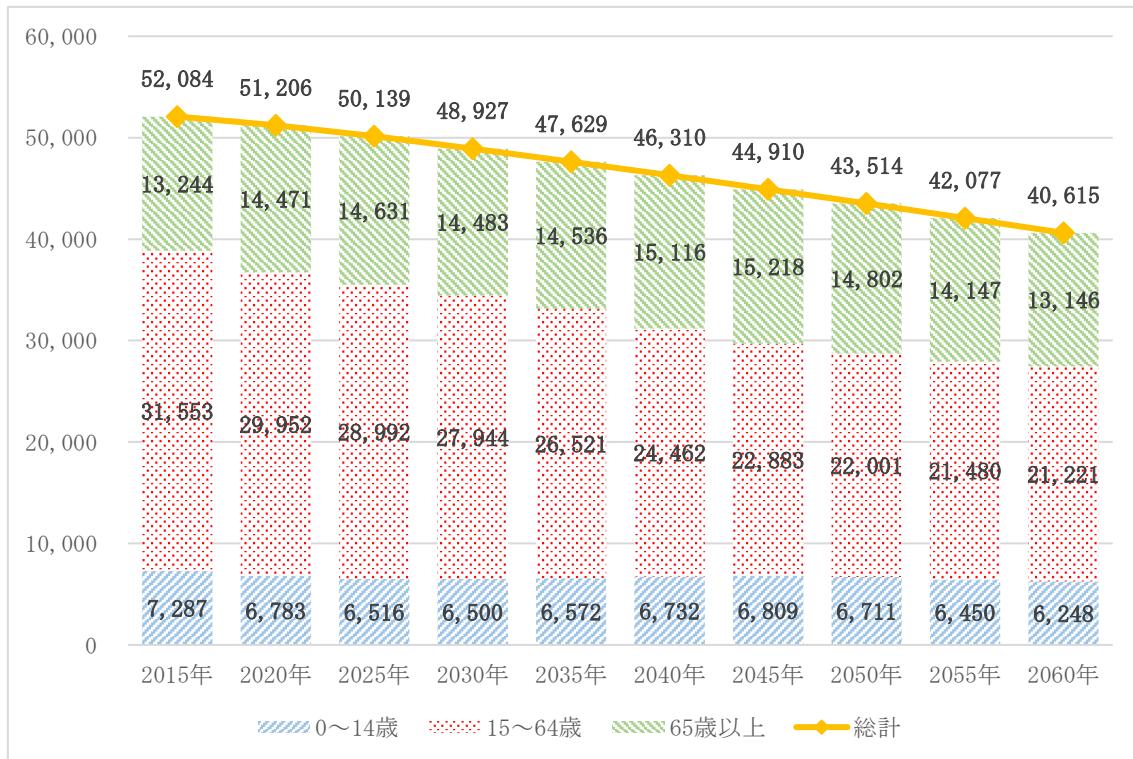
東町区域



大間々町区域



みどり市



(3) みどり市行財政の状況

(ア) 財政の状況

みどり市の令和2年度普通会計決算額は、歳入286億5,508万8千円、歳出270億9,132万3千円であり、合併算定替終了による普通交付税額の減少などにより、年々市財政の状況は厳しくなっている。

その中でも東町区域においては、市道や林道などのインフラ整備に加え、老朽化が進む施設改修などに過疎対策事業債を充当しており、今後は施設整備に加え、移住・定住促進や地域間交流などのソフト事業においても積極的に過疎対策事業債を活用し、地域の持続的発展を目指す。

また、大間々町区域についても、市道や林道の整備及び改修事業並びに橋梁等のインフラ整備と、老朽化の進んだ施設の改修工事を計画している。ソフト事業においても公共交通の支援や農林事業に伴う支援を計画している。

(イ) 行政の状況

東町区域は、行政改革の一環として事務組織の見直しを随時検討してきた。事務の効率化、住民サービスの更なる充実等を図るため、平成16年4月、6課1局であった事務組織を6課1室1局とする機構改革を行った。さらに合併後機構改革を経て、みどり市東支所1課体制となっている。

東町の行政区画は、平成20年4月1日から、旧東村当時の10行政区を5行政区に統合

しており、今後は人口減少や地域住民の意見を考慮しつつ、集会施設等の集約化や管理のあり方等を検討する必要がある。

なお、大間々町の行政区についても、平成 20 年 4 月 1 日から、旧大間々町当時の 23 行政区を 17 行政区に統合している。

（ウ）公共施設等の整備状況

公共施設状況調査からみた東町区域及び大間々町区域の整備状況（表 1-2（2））は、わずかずつではあるが整備が着実に進捗している。東町区域の水道はその地形から簡易水道で供給し、その普及は全地域に及んだ。

道路の改良を始め、舗装率も伸びているが、今後も地域の自立・振興に道路整備を中心とした生活基盤整備は重要であることから、順次道路改良整備等を図る必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況
みどり市(旧笠懸町、旧大間々町、旧東村)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	千円 18,942,501	千円 20,922,962	千円 28,655,088
一般財源	12,076,597	13,123,357	13,541,131
国庫支出金	2,320,650	2,377,862	9,223,866
都道府県支出金	1,402,780	2,337,540	1,782,631
地方債	1,664,700	1,503,800	3,359,700
うち過疎対策事業債	13,400	215,800	176,300
その他	1,477,774	1,580,403	747,760
歳出総額 B	17,913,322	19,829,242	27,091,323
義務的経費	8,385,933	8,954,335	9,121,510
投資的経費	2,257,556	2,792,764	4,483,994
うち普通建設事業費	2,257,335	2,792,764	4,483,994
その他	7,269,833	8,082,143	13,485,819
過疎対策事業費	167,372	347,270	258,797
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,029,179	1,093,720	1,563,765
翌年度へ繰越すべき財源 D	198,837	318,296	271,734
実質収支 C-D	830,342	775,424	1,292,031
財政力指数	0.698	0.651	0.638
公債費負担比率	4.7	10.3	9.1
実質公債費比率	6.8	4.2	3.7
起債制限比率	4.2	1.8	1.2
経常収支比率	89.2	90.0	96.8
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	12,643,886	14,275,292	16,519,546

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

東町区域

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市道					
改良率 (%)	13.2	22.4	29.5	30.2	30.6
舗装率 (%)	6.1	45.6	48.3	50.2	49.3
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林道					
延長 (m)	71,419	94,165	98,352	91,818	89,248
林野 1ha当たり林道延長 (m)	16.1	22.1	23.4	16.9	16.5
水道普及率 (%)	88.2	90.4	96.4	98.68	99.78
水洗化率 (%)	12.3	26.3	52.2	84.5	79.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

大間々町区域

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市道					
改良率 (%)	—	21.5	25.7	27.5	28.5
舗装率 (%)	—	48.0	51.2	52.4	53.1
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林道					
延長 (m)	14,544	25,351	33,791	50,396	41,400
林野 1ha当たり林道延長 (m)			9.6	6.5	7.9
水道普及率 (%)	97.3	97.9	98.9	99.28	99.86
水洗化率 (%)	—	—	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

みどり市（旧笠懸町、旧大間々町、旧東村）

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市道					
改良率 (%)	21.5	25.0	31.3	33.8	35.6
舗装率 (%)	22.9	53.1	58.3	60.6	62.0
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林道					
延長 (m)	85,963	119,516	132,143	142,214	130,648
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	11.3	16.8	18.8	8.5	7.9
水道普及率 (%)	96.8	97.2	99.5	99.4	99.8
水洗化率 (%)	—	—	72.2	89.2	87.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

（4）地域の持続的発展の方針

これまで東町区域は、従前の過疎地域自立促進計画等に基づき、財政支援を受け公共施設や生活基盤の整備を図ってきた。しかしながら、若年層を中心とした都市部への人口流出、少子高齢化など、地方にとっては、依然厳しい社会潮流の中におかれ、過疎からの脱却には至っていない。

こうした状況を踏まえ、東町をさらに魅力ある地域にするため、地域で取り組む 5 年間のアクションプランとして、令和 3 年度に「みどり市東町地域ビジョン」を策定した。

今後は、ビジョンに掲げた、東町区域の 1 年間の人口減少率を 2% 以内に抑制するという目標を達成するため、これまでのハード面を中心とした対策を継続的に実施するだけでなく、都市部など地域間交流の促進や SNS を活用した地域の PR など、新たな時代に即した効果的なソフト面の充実・強化を図る。

また、このたび新たに大間々町区域が過疎地域として指定されたことから、東町区域及び大間々町区域について、みどり市総合計画で定める本市のめざす将来都市像である「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」の実現に向けて、次のとおり過疎対策のための基本方針を定める。

（ア）生活基盤の整備による地域資源の有効活用

生活基盤の継続的な整備により、森林・水といった農山村特有の資源を効果的に活用することで地域の活性化を促す。

(イ) 自然と調和した環境の整備

地域独自の文化を継承するとともに、環境負荷の少ない自然と調和した社会づくりなど、住民や都市との連携により新しい需要に対応した取り組みを図る。

(ウ) 安心できる保健医療と福祉の充実

人々が助け合い、安心して暮らせる地域づくりのために、保健事業の充実、医療体制の確保、子育てのための支援体制づくり、また、高齢者福祉を中心に生きがいの持てる社会の実現を図る。

(エ) 豊かな生活を支える産業の育成

①農林業の振興

農林業の生産基盤を整備し、高齢化による担い手不足に歯止めをかけるため、各種団体と連携しながら、経営の合理化を進め、地域の特性を活かした農産物の生産や特産品の開発により、新たな販路の開拓で所得の向上を図る。

②商工業の振興

各種団体や産業の代表者からのアドバイスを活かし、地場産業の活性化と観光振興などを併せ持った新たな地域産業の確立を目指し、雇用機会の拡充を図る。

③観光業の振興

歴史的建造物や豊かな自然といった地域ならではの資源を生かし、新たな観光ニーズに対応するため、官民一体となって体制を整え、魅力ある観光地として消費拡大を図る。

(オ) 新時代を拓く人材の確保

地域の多様な資源の中に、新しい価値観を見出し活用することができ、新たな時代に対応できる人材の育成に努める。また、国の制度を活用しながら、都市地域から新たな人材の流入を促し、地域づくりを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

平成 28 年 3 月策定のみどり市人口ビジョンにおいて、2020 年（令和 2 年）末の東町区域の人口を 2,330 人と推計したが、実際には 1,802 人、また、大間々町区域の人口を 19,754 人と推計したが、実際には 18,315 人と人口減少が加速している。

本計画においては、みどり市人口ビジョンに掲げた東町区域及び大間々町区域における出生率の向上に加え、後述する移住・定住促進事業により人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

また、交流人口の増加のため、東町及び大間々町の認知度向上と、観光・宿泊施設利用者

の満足度の向上を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

- ・みどり市人口ビジョンで設定した目標と、実際の人口動態を比較し、移住・定住促進の基礎資料として活用する。
- ・観光・宿泊施設の利用者にアンケートを実施し、施設の利便性の向上を図る。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画におけるすべての公共施設等の整備について、みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、適切な規模で公共施設等の機能を維持しつつ、効率的・効果的な配置を目指す。

みどり市公共施設等総合管理計画では、本市の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定している。

公共施設を公共施設（建物）とインフラ資産（道路、橋梁等）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

(ア) 公共施設（建物）

①新規整備について

- ・施設の新設を行う場合は、住民ニーズ、建設コスト、管理運営、維持改修、解体、更新等に係る費用と、管理手法等について検討する。併せて、他施設の機能移転・代替、民間施設の活用や他施設との複合化等を検討する。

②施設の更新（建て替え）について

- ・施設の統合・整理や遊休地の活用を積極的に図り、施設の複合化などによって、住民サービスを維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営を一元化・効率化し、施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進する。

③施設総量（総床面積）について

- ・機能移転が可能な施設や用途が重複している施設等については、住民サービスを考慮しながら統合や整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営の改善を徹底し、それでもなお稼働率が低い場合は、統合や整理も検討する。

④施設コストの維持管理、運営コストについて

- ・PPP^{※1}／PFI^{※2}の検討など、民間の力の活用を促進しながら公共施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努める。

※1 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）

…事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法

※2 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用）

…国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法

（イ）インフラ系公共施設

①現状の投資額（一般財源）について

- ・現状の投資額（一般財源）を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランス良く実施する。
- ・優先順位の設定等により、予算の縮減に合わせた投資額を設定する。

②維持管理について

- ・維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進して維持管理費用を縮減する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）現況と問題点

東町区域及び大間々町区域は、人口減少や少子高齢化が進行し、特に東町区域においては地域を支える担い手が不足し、集落としての機能を維持していくことが困難な状況になることが懸念されている。地域活力の低下を防ぐためには、既存住民のみを視野に入れた取り組みだけでは対処が難しくなってきており、新規定住者や交流人口、関係人口の増加に取り組む必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務が推奨され、都市部からの移住やテレワークへの関心が高まっており、移住希望者向けの相談窓口等の受入体制の強化が必要である。

また、移住・定住を促進するためには、住宅等の確保が必要であり、地域内需要や都市住民のニーズを把握しながら、空き家と市営住宅の需要に的確に対応することも課題である。

空き家については、市より情報提供を行い空家等対策協議会で特定空家等の認定に関する協議を行うことになるが、特定空家となる物件の調査が必要となる。

東町区域への移住・定住促進のため、みどり市東町移住定住促進住宅を設置しているが施設の老朽化が進んでおり、移住者の確保及び住民の安全確保等のため適切な維持管理が必要となっている。

市内全域を対象に地域おこし協力隊制度を活用（東町区域は平成 28 年度から、大間々町区域は令和 3 年度から）し、隊員が、地域活性化や地域づくりの新たな担い手として活躍し、任期終了後の定住に繋がっている。

（2）その対策

- ・移住情報サイトやオンライン移住相談会などを活用し、移住希望者に対して東町区域及び大間々町区域の魅力やニーズに合った有益な移住支援情報を集約して発信し、移住・定住を促進する。
- ・移住希望者向けの相談体制の取り組みとして、移住コンシェルジュの創設等について調査研究を行う。
- ・空き家等の調査等を行い、移住希望者向けの住宅等を確保していく、空き家再生・活用を推進する。
- ・空き家バンク登録物件の内部や外観を 360 度カメラで全方位撮影し、SNS 等で公開する。
- ・空家及び特定空家へ、「助言・指導」「勧告」「命令」などの適切な措置を行う。
- ・みどり市東町移住定住促進住宅について、適切な改修等を行い、移住希望者への情報提供や広報活動を行う。
- ・地域おこし協力隊の制度を活用し、地域の新たな担い手として活躍し、地域活性化を図りながら任期終了後に地域の一員として定住できるよう活動の支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>地域おこし協力隊事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊員の募集・任用及び任期終了後の定住・定着を目指し活動する隊員の支援 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化や地域の新たな担い手確保に寄与するもの <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・新たな担い手確保 	市	
		<p>移住促進事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住や定住を検討している方に対する相談業務や情報発信 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が進む中、移住・定住の促進に寄与するもの <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少の抑制 ・地域活性化 	市	
		<p>移住支援金交付事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件を満たす東京圏からの移住者に対し、移住に係る一時的な経済負担を軽減する支援金の支給 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が進む中、東京圏から本市への移住を促進するとともに、地域の活性化に資する人材の確保に寄与するもの 	市	

	<ul style="list-style-type: none"> ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・転入者の増加 ・地域の担い手確保 		
	<p>空き家利活用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの効果的な情報提供として、内部や外観を360度カメラで撮影し、SNS等で公開する ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が進む中、全国から本市への移住を促進するもの ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の増加 ・移住希望者の利便性の向上 	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の待避所に指定されている施設もあるため、必要な施設については計画的に改修を行う。 ・公衆トイレは必要な施設であるが、施設の設置箇所や規模を検証し、統廃合も検討する。 ・使用されていない施設については、貸付などの有効活用を検討する。また、老朽化が進んでいる施設は廃止も検討する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農業

東町区域の農業は、地形的な制約が厳しく、これといった特産品もないことから、昭和 35 年には 635 戸あった農家が平成 17 年には 271 戸と減少の一途をたどってきた。また、経営耕地面積も 331ha から 74ha に減少している。農家の大多数を占める兼業農家においても、自給的農家が増えており、後継者が他産業へ流出している状況にある。さらに近年ではイノシシやシカ、サル等による獣害も深刻で、農家の生産意欲を減退させている。

このような状況から、ますます離農や農地の荒廃が懸念されるため、農業の経営面だけでなく、農業農村の有する多面的機能の維持という面からも対応が必要である。

高齢化が顕著な中山間地域の農業者団体の機械・設備の更新時期が多数到来しており、支援が無ければ営農継続が困難となり遊休農地の増加、農業生産量の減少に繋がる状況である。

大間々町区域の農業は、平坦な南部から起伏に富んだ北部にまで及んでおり、町南部は宅地と農地の混在化が顕著であるが、露地野菜の生産がされており、主に市内の量販店等で販売がされている状況にある。町北部は中山間地域に属し、渡良瀬川以北には、一連の集団農地はあるものの、農業従事者の高齢化の進展に伴い、担い手が不足している状況にあり、遊休農地が発生している状況となっている。

(イ) 林業

森林面積については東町区域の約 93%、大間々町区域の約 68%を占めている。

両地区とも、民有林林業の振興を図るため、林道・作業道等の生産基盤整備や間伐・枝打ちなどの育林、特用林産物の生産振興等を積極的に取り組んでいる。

しかし、長期にわたる木材価格の低迷等により、林業の経営環境は依然として厳しい状況にあり、林家の経営意欲の減退と、従事者の高齢化が進むことにより、森林荒廃が進んでいく。さらに、近年ではシカやクマによる獣害も深刻化しており、その対策に苦慮しているところである。

なお、東町区域においては、林業振興の一環として間伐材の有効活用を図るための木材加工施設を設置し、木工製品開発にも取り組んでいる。

(ウ) 商工業

東町区域の商店数（卸売業・小売業）は、平成 21 年度には 52 店舗であったが、平成 28 年度には 41 店舗と 11 店舗減少している。人口減少や、東町区域外への就労者の影響などにより、区域内消費人口が著しく減少しており、また、経営者の高齢化や後継者問題なども重なり、経営維持が困難な状況にある。

生活必需品等を提供する商店は、住民の日常生活に欠かせない存在であり、高齢化が進む地域社会を維持するため重要な役割を担っているが、地域の実情を見ると、自家用車や家族の送迎、公共交通機関などを利用し、区域外の市街地で買い物等を済ませている現状もある。

商業が衰退することによる生活利便性の低下や、それに起因する人口流出等を食い止めるため、商店等の減少に歯止めをかけるだけでなく、東町区域を訪れる観光客をターゲットに新商品の開発や既存商品の価値を高めるなどの改善努力も必要になる。

また、情報通信技術の著しい発達や働き方改革の推進などの社会的な流れの中で、生活の拠点や企業機能の一部を都市部から地方へと移す動きが見られる。東町区域においてもこれらを受け入れる環境が求められる。

一方、鉱工業において平成 21 年度から平成 28 年度にかけて事業所の推移を見ると、鉱業（採石業・砂利採取業含む）は 1 事業所、建設業は 26 事業所を維持しているが、製造業では 36 事業所から 25 事業所と 11 事業所減少しており、製造業全体で従業者数が 99 人減少している。

製造業の内訳では、地域特性を生かした土石製品製造業が 9 事業所と最も多く、次いでプラスチック製品製造業が 4 事業所となっている。鉱工業全体の従業者数 299 人のうち製造業が 202 人と 7 割近くを占めており、東町区域の雇用の多くは製造業が中心となっていることから、既存事業者の事業継続を後押しするなど、地域産業を維持していくことが重要である。

大間々町区域の商店数（卸売業・小売業）は、平成 6 年度には 417 店舗であったが、平成 14 年度には 381 店舗と 36 店舗減少している。当該区域の人口減少と経営者の高齢化や後継者問題なども重なり、経営維持が困難な状況にある。なお、年間販売額は、横ばい状況である（平成 6 年度 349 億円、平成 11 年度 393 億円）。

製造業については、平成 10 年度は 135 事業所のうち 27 事業所が衣服関連の事業所だったが、平成 15 年においては 95 事業所のうち 16 事業所となっていて、全体数が 40 事業所減少し、衣服関連も 11 事業所の減少となっている。

今後、東町区域及び大間々町区域の更なる振興を図るために、地域特性を生かした地場産品の開発や、新たな産業の進出など、発展的な取組も必要である。

（エ）観光

東町区域は、昭和 52 年の草木ダム完成を契機に観光に力を入れてきたところである。草木湖周辺には、各種文化施設、スポーツ施設等が整っているが、集客の核となる富弘美術館においては、年間で 40 万人を超える来館者があったものの令和 4 年では年間約 4 万 4 千人になるなど、観光入込客数は大幅に減少している。

また、東町区域を縦断する国道 122 号は、観光地日光への主要ルートであるが、現状では観光客の多くが日帰り・通過型であり、観光客の入り込みを活かしきれていない。滞在型観光への転換を図るために、点在する施設を結ぶ交通手段の対策も課題である。

大間々町区域は、ながめ余興場を町のシンボルとして平成2年に旧大間々町の所有とし、平成7年に町指定重要文化財(現在はみどり市指定重要文化財)に指定後、平成8、9年にかけて改修され観光誘客に力を入れてきたところである。

また、東町区域同様、国道122号は、観光地日光への主要ルートであるが、現状では観光客の多くが日帰り・通過型であり、観光客の入り込みを活かしきれていない。大間々町区域を目的地とする対策も課題である。

(2) その対策

(ア) 農業

- ・農業生産活動等が継続的に行えるよう、傾斜地等による農業生産に関する不利を補正する制度の活用などで、多様な担い手の確保に努める。
- ・地域の中心となる担い手の育成のため、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。
- ・集落営農組織に農業機械の導入を支援し、生産性の向上と省力化による農地の維持・保全及び耕作意欲の維持を図る。
- ・鳥獣被害防止計画に基づき、地域の実態に即した被害防止対策を実施する。

(イ) 林業

- ・森林の効率的な管理・経営と総合的な活用を図るため、作業路網の整備や計画的な林道の維持保全を進める。
- ・広域での組織的な共同施業の推進や、森林認証を取得し市産材の付加価値や認知度を向上させ、都市部との交流を進める。
- ・労働力の安定確保を図るため、林業従事者に対する就労条件の改善及び労働安全衛生の確保に務める。
- ・自伐型林業の推進や市産材集積場整備を通じ、温浴施設等における木質バイオマスの熱利用を促進させ、地域材の循環利用拡大を図る。
- ・森林を林業経営の場としてだけでなく、保健休養や教育、レクリエーションの場として積極的な活用を図る。
- ・鳥獣被害防止計画に基づき、地域の実態に即した被害防止対策を実施する。

(ウ) 商工業

- ・地域の活力・雇用・生活基盤を守るべく、商店や製造業等を含めた既存事業者の事業継続や事業拡大を支援し、融資制度や利子補給のほか資産取得の負担軽減を図る。
- ・商工業において今後の発展の鍵となるICT分野に通じた情報サービス関連の事業者や地域に適した新たな事業者の誘致に取り組み、事業者が進出しやすい環境整備や資産取得の負担軽減を図る。

- ・新たな創業を後押しするため、創業に向けた講習会の斡旋や、起業に向けた制度融資を行う。
- ・事業拡大や創業等において市内遊休資産の活用を促進する。
- ・商業・鉱工業の持続的発展を実現させるため、新たな商品開発や既存商品の価値向上の取組を促進する。
- ・テレワークを活用した地方移住やサテライトオフィスの誘致を推進する。

(エ) 観光

- ・滞在型の観光を目指し、宿泊施設の見直しを図るとともに、民間施設の利用促進を図る。
- ・豊かな自然や固有の建造物等を活用するなど、新たな観光需要に対応した事業を実施する。
- ・通過するだけの観光客を集落内へと誘導する観光ルートを確立する。
- ・市民が主体となり、魅力ある地域をつくり上げ、観光旅行者等を受け入れる役割を担い、何度も訪れたくなる地域づくりを目指す。
- ・わらべ工房のアンテナショップを国道から視認性の高い場所に新設し、また小夜戸・大畑花桃街道周辺に公園広場を整備する等を通じて、観光振興に繋げていく。

なお、上記（ア）～（エ）に掲げる対策においては、群馬県や周辺市町村等と連携を図り、効率的かつ効果的な事業の推進に努める。

（3）計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業機械・設備導入支援事業	市	
		中山間地域の農業者団体へ機械・設備購入補助金交付事業	市	
	林業	作業道整備事業 L=47,500m W=2.0～3.0m	森林 組合	
		森林環境保全直接支援事業（造林・保育）A=90.0ha	森林 組合	
		間伐推進対策事業 A=182.85ha	森林 組合	
		作原沢入線（改良） L=300m W=5.0m	市	

	小平座間線(改良) L=100m W=4.0m	市	
	小中西山線(改良) L=400m W=4.0m	市	
	小中新地線(改良) L=100m W=4.0m	市	
	柱戸線(改良) L=100m W=4.0m	市	
	三境線(改良) L=100m W=4.0m	市	
	林道・作業道維持管理事業 林道延長 89, 248m	市	
	塩沢小平線(改良・舗装) L=850m W=5.0m	市	
	梅田小平線(改良) L=100m W=5.0m	市	
	孫線(改良) L=100m W=3.6m	市	
	八木原大畑線(改良) L=100m W=5.0m	市	
(9) 観光又は レクリエーション	滞在型宿泊施設整備事業	市	
	黒坂石バンガロー・テント村施設改修事業	市	
	ファミリーオートキャンプ場そ うり施設改修事業	市	
	花輪駅ふれあいセンター改修事 業	市	
	公衆トイレ改修事業	市	
	ながめ余興場・ながめ公園施設 等改修事業	市	
	小平の里施設等改修事業	市	
	みどり市観光協会支援事業	観光 協会	
	わらべ工房施設改修事業	市	

		わらべ工房アンテナショップ整備事業	市	
		東町花桃関連施設整備事業	市	
		星野富弘生家改修事業	市	
		草木湖遊歩道整備事業	市	
		道の駅富弘美術館給水ポンプ更新事業	市	
		桐原上の台公園整備事業	市	
		東町観光拠点整備事業	市	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業機械・設備導入支援事業 ○具体的な事業内容 ・集落営農組織を対象に、農業機械を導入する経費の一部を補助金として交付 ○事業の必要性 ・生産性の向上と省力化による農業の維持・保全及び農地の耕作意欲の向上に寄与する。 ○見込まれる事業効果 ・農家の耕作意欲の向上 ・遊休農地の発生抑制及び解消	市	
	商工業・6次産業化	空き店舗等活用支援補助事業 ○具体的な事業内容 ・空き店舗等を活用し出店する者を対象に、店舗改修に係る経費の一部を補助金として交付 ○事業の必要性 ・地域におけるにぎわいの創出及び商業振興に寄与するもの。 ○見込まれる事業効果 ・地域のにぎわいづくり ・商工振興	市	

	<p>事業者チャレンジ支援補助事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の振興及び地場産品の販路拡大を図るため、新商品開発や商品改良、販路拡大を実施する者に対して、経費の一部を補助金として交付 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業者を支援することで地域産業の振興に寄与する。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工振興 		市
	<p>店舗リニューアル補助事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業中の店舗改修等に係る経費の一部を補助金として交付 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるにぎわいの創出及び商業振興に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のにぎわいづくり ・商工振興 		市
観光	<p>花輪駅周辺活性化事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花輪駅周辺活性化プランに基づき、計画的に事業を推進し、地域活性化及び観光振興による交流人口の増加を図る。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人を呼び活気が生まれることで地域の活性化につながる <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の賑わいづくり 		市

	企業誘致	<p>企業立地促進事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地に伴い企業等が取得した固定資産に係る固定資産税相当額を、課税された初年度から3年間、奨励金として交付。また、新規に地元での常用従業者を雇用した際、操業開始から3年間、奨励金を交付 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進を図り、市民の雇用機会を拡大し、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与する。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の創出 	市	
	その他	<p>有害鳥獣対策事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲隊により、年間を通して有害鳥獣の捕獲を行う。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による被害が深刻で、農林家の生産意欲を減退させている。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林家の生産意欲の向上 ・農林産物の生産性の向上 ・市民の生命・身体への被害の防止 	市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
みどり市東町区域	製造業、情報サービス業等、農林水産物	令和3年4月1日～	
みどり市大間々町区		令和8年3月31日	

域	等販売業若しくは旅館業		
---	-------------	--	--

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> 構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施する。 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・舗装に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理費用の低減を図る。 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。
スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数を経過している施設については、整備計画を策定し長寿命化等の対応を計画的に進める。 耐震補強が必要な施設については、今後の運営方針も検討した上で計画的に耐震化を進める。 利用目的が重複する施設が複数存在するため、必要な施設数量を把握し施設の集約化を検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の待避所に指定されている施設もあるため、必要な施設については計画的に改修を行う。 公衆トイレは必要な施設であるが、施設の設置箇所や規模を検証し、統廃合も検討する。 使用されていない施設については、貸付などの有効活用を検討する。また、老朽化が進んでいる施設は廃止も検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

大間々町北部区域及び東町区域は、立地条件から電波の受信状況が悪く、地上波デジタル放送の受信については、平成 22 年度に市が整備したテレビ難視聴対策設備（無線共聴（ギャップフィラー）施設、有線共聴（F T T H）施設、映像配信機器及び光ファイバーケーブル等）により、各家庭や各地区の共同受信施設に繋いでいる。共同受信施設は、各地区的テレビ共聴組合で維持管理しているが、組合員の減少から大規模な改修等の対応が困難となっている。また、市で整備したテレビ難視聴対策設備が老朽化することから、今後、機器の更新が必要となる。

携帯電話に関しては、大間々町小平の一部地域において電波が届かない状態がある。

老朽化していた防災行政無線に関しては、平成 30 年度から令和元年度に防災情報伝達システムを再構築し、引き続き災害等の情報伝達に活用している。

また、市民生活の利便性向上に係わるデジタル化が急速に進む中、市民がそれを活用するための情報リテラシーの向上が求められている。

(2) その対策

- ・市で整備したテレビ難視聴対策設備の保守管理を行い、地上波デジタル放送の安定的な送信を実施する。
- ・携帯電話が区域内全域で通話可能となるよう、関係機関に働きかけ基地局の整備を促進するとともに、総務省の携帯電話等エリア整備事業（基地局施設整備事業）の活用を検討する。
- ・再構築した防災情報伝達システムの保守管理を行い、安心安全のための必要な情報伝達を行う。
- ・情報リテラシー向上のため、デジタル機器の活用講座を行う。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難	テレビ難視聴対策施設維持管理事業 ○具体的な事業内容 ・テレビ難視聴対策設備の更改 ○事業の必要性 ・故障の悪影響を予防するため	市 ・ 任意 団体	

	視聴解消のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・安定したテレビ電波の送信 		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	<ul style="list-style-type: none"> デジタルデバイド対策事業 ○具体的な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル機器の取り扱いが苦手な高齢者を対象にスマートフォン等の使い方の講座を実施 ○事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の活用が急速に進む中、デジタル化の波に取り残されないようにするため ○見込まれる事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化による恩恵の享受 	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(ア) 道路・橋梁

東町区域及び大間々町区域には、首都圏から日光方面へ国道 122 号が通じており、市民、産業、観光交通に重要な役割を果たしている。

東町区域においては、地形的な制約から、現状では区域外とを結ぶ幹線道路は国道 122 号だけとなっており、観光地へと通じていることから観光シーズンには多くの利用がある。救急医療を始め、生活に必要な多くのものを区域外に依存している状況から、バイパスの整備が望まれている。また、冬季の降雪時において、幹線道路以外は幅員が狭く、大型除雪機による対応ができないため、除雪に時間を要してしまうことから初期対応が望まれる。

大間々町区域においては、国道のほか、県道太田大間々線等地域間相互を連絡し、生活や経済活動、観光交通等社会活動において重要な路線が通じている。

幹線道路が交差する箇所においては、朝夕を中心に慢性的な渋滞が発生しておりその解消が望まれている。

市道にあっては、舗装の老朽化や橋梁の劣化に伴い長寿命化に向け予防保全型の維持管理・更新の実施による持続可能で効率的なメンテナンスが必要である。また、利便性向上のための道路整備も望まれており、まちのまとまりを支える道路の効率的、効果的で持続可能な取組が必要である。

* 国道

救急医療を他地域に依存する東町区域にとって、国道 122 号は唯一の生命線である。渋滞や災害時による寸断を想定すると、「国道 50 号」又は「みどり市大間々町」方面へ複数の道路整備が望まれるところである。また、カーブや起伏が激しいので、必要に応じて改良や歩道整備などの交通安全施設整備が必要である。

また、国道 122 号の利便性向上のため、幹線道路との交差点の渋滞解消が望まれる。

* 県道

路線によっては、幅員の狭い箇所などの危険箇所が残っており、自転車や歩行者に対する交通安全対策を継続的に取り組むとともに、適切な維持管理をしていくことが必要である。

物流や人流の円滑化の向上のため、県道が交差する交差点の渋滞解消が望まれる。

* 市道

市道は、幹線道路を重点的に整備しているが、未改良・未舗装の部分を多く残している。身近な生活道路は、既成市街地内の細道路や郊外地での安心して通行できる道路環境の整備が望まれる。

除雪は、幹線道路以外の早期対応が望まれる。

(イ) 公共交通

第3セクター「わたらせ渓谷鐵道」は、東町区域と市内の大間々町区域、また、みどり市と桐生市、日光市を結ぶ路線として、地域住民の通勤・通学に利用されており、特に交通弱者にとって貴重な交通手段となっている。運行会社の経営状況は依然として厳しい状況ではあるが、トロッコ列車の運行やイベントの開催、オリジナル商品の販売などを実施し、市外からの集客に力を入れている。

上毛電気鉄道は、桐生市と前橋市を結ぶ路線であり、市内の大間々町区域を通過する。少子高齢化に伴い利用者の減少が予測される中、安定した運行を維持するため、利用促進や施設の利便性の向上が課題となっている。

民間の路線バスは、過疎化の進行と自家用自動車の普及による採算性の悪化などから廃止となった経緯があるが、地域住民の移動手段を確保するため、民間会社に業務委託をして市営バス（路線バス・デマンドバス）を運行している。

さらに、NPO法人が事業運営をしている「交通空白地有償運送事業」を支援しており、鉄道や路線バスを含め、総合的に公共交通施策を実施している。

これらの公共交通施策を効果的に実施するとともに、高齢化等に配慮した対応が求められている。

(2) その対策

(ア) 道路・橋梁の整備

*市道

- ・生活に身近な道路環境の整備として、幹線道路を中心に改良や舗装整備を図る。
- ・災害時や緊急時にも対応できる区域外へと通じる複数の道路整備が必要であり、国や県に對して整備を要望する。
- ・冬季の降雪に伴う対応において、小型の除雪機及び塩化カルシウム噴霧器等を導入し主に幹線道路以外の通行確保に活用する。

(イ) 公共交通

- ・わたらせ渓谷鐵道及び上毛電気鉄道は、大間々町区域や東町区域の自立促進のためには重要な交通機関であり、安定した運行を維持するため今後も引き続き支援を行う。
- ・市営バスの運行は、生活者だけではなく、観光で訪れる人の利便性も考慮しながら、地域の実情に応じて、より効率的かつ効果的な運行を図る。
- ・NPO法人が事業実施している「交通空白地有償運送事業」は、予約制により、目的地までドアツードアによる運行を行っている。事業実施により、高齢者等の重要な交通手段となっており、今後も安定的な運営に向けて支援をしていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市道 道路	市道1級24号線（水路新設） L=180.0m	市	
		市道1級24号線（舗装） L=200.0m W=6.0m	市	
		市道2級35号線（改良） L=950.0m W=5.5m	市	
		市道東1300号線（改良） L=10.0m W=5.0m	市	
		市道東2139号線（水路改修） L=20.0m	市	
		市道東1304号線（舗装） L=156.8m W=5.0m	市	
		市道東1351・1363号線（改良） L=50.0m W=5.0m	市	
		市道大間々7030号線（改良） L=176.0m W=4.5m	市	
		市道大間々3501号線（舗装） L=280m W=5.0m	市	
		市道大間々3279号線（舗装） L=70.0m W=5.0m	市	
		市道1級12号線（改良） L=225.0m W=6.0m	市	
		市道大間々4208号線（舗装） L=300.0m W=5.0m	市	
		市道1級10号線（舗装） L=223.0m W=5.5m	市	
		市道2級21号線（舗装） L=200.0m W=6.0m	市	
		市道1級22号線（舗装） L=324.0m W=7.1m	市	
		市道1級23号線（舗装） L=400.0m W=5.0m	市	

	市道 1 級 13 号線 (舗装) L=200.0m W=8.0m	市	
	市道 1 級 14 号線 (舗装) L=100.0m W=7.0m	市	
	市道 1 級 15 号線 (舗装) L=200.0m W=8.0m	市	
	市道 1 級 16 号線 (舗装) L=100.0m W=9.0m	市	
	市道 1 級 17 号線 (舗装) L=220.0m W=6.0m	市	
	市道 2 級 33 号線 (舗装) L=200.0m W=6.0m	市	
	市道 1 級 25 号線 (舗装) L=100.0m W=6.0m	市	
	市道大間々 3016 号線 (舗装) L=60.0m W=5.0m	市	
	市道大間々 4115 号線 (水路新設) L=10.0m W=5.0m	市	
	市道大間々 4070 号線 (水路新設) L=85.4m W=4.0m	市	
	市道大間々 4071 号線 (水路新設) L=41.1m W=4.0m	市	
	市道大間々 5020 号線 (舗装) L=70.0m W=5.0m	市	
	市道大間々 4108 号線 (改良) L=370.0m W=5.0m	市	
	市道大間々 4437 号線 (改良) L=350.0m W=5.0m	市	
	市道大間々 3130・3427 号線 (改良) L=290.0m W=5.0m	市	
	市道大間々 3127 号線 (改良) L=320.0m W=5.0m	市	
	市道大間々 3016 号線 (改良) L=80.0m W=5.0m	市	
	市道大間々 3337 号線 (改良)	市	

		L=86.9m W=2.1m		
		市道 1 級 20 号線 (舗装) L=250.0m W=4.2m	市	
		市道大間々 4018 号線 (舗装) L=500.0m W=8.0m	市	
		市道 2 級 34 号線 (舗装) L=1,000.0m W=4.0m	市	
		市道大間々 5102 号線 (改良) L=253.0m W=4.0m	市	
		市道 2 級 31 号線 (舗装) L=220.0m W=6.0m	市	
		市道大間々 4472 号線 (舗装) L=142.0m W=10.0m	市	
		市道大間々 3254 号線 (舗装) L=320.0m W=5.0m	市	
		市道 2 級 35 号線 (舗装) L=200.0m W=5.0m	市	
		市道 1 級 20 号線 (改良) L=30.0m W=4.0m	市	
		市道大間々 3019 号線 (改良) L=60.0m W=5.6m	市	
		市道 2 級 25 号線 (改良) L=120.0m W=6.0m	市	
		市道 1 級 23 号線 (水路新設)	市	
		市道大間々 3400 号線 (舗装)	市	
		市道 1 級 21 号線 (舗装)	市	
		市道東 1465 号線 (舗装)	市	
		市道大間々 4130 号線 (改良)	市	
		市道大間々 4316 号線 (改良)	市	
		市道 2 級 32 号線 (改良)	市	
		市道大間々 3301 号線 (舗装)	市	
橋りょう		7-13 号橋 (橋梁補修) L=5.2m W=4.2m	市	
		5-24 号橋 加藤畠橋 (橋梁補修) L=9.7m W=6.2m	市	

	7-27号橋神戸橋 (橋梁補修) L=74.0m W=6.6m	市	
	8-3号橋萬年橋 (橋梁補修) L=32.1m W=8.0m	市	
	7-26号橋 (橋梁補修) L=5.0m W=5.9m	市	
	5-1号橋横川橋 (橋梁補修) L=12.0m W=4.1m	市	
	7-1号橋 (橋梁補修) L=3.0m W=4.2m	市	
	7-2号橋 (橋梁補修) L=2.5m W=4.0m	市	
	5-5号橋 (橋梁補修) L=13.0m W=1.8m	市	
	5-7号橋 (橋梁補修) L=12.5m W=3.2m	市	
	5-12号橋 (橋梁補修) L=4.1m W=4.0m	市	
	8-5号橋 (橋梁補修) L=2.4m W=7.3m	市	
	5-32号橋 (橋梁補修) L=9.5m W=1.9m	市	
	7-22号橋 (橋梁補修) L=2.4m W=1.8m	市	
	7-21号橋 (橋梁補修) L=2.7m W=1.8m	市	
	5-2号橋草木橋 (橋梁補修) L=376.1m W=6.4m	市	
	7-15号橋松島橋 (橋梁補修) L=140.0m W=6.6m	市	
	下平橋 (橋梁補修) L=16.8m W=5.2m	市	
	川下橋 (橋梁補修) L=15.7m W=1.8m	市	
	宮下橋 (橋梁補修) L=9.7m W=5.1m	市	

	木の宮橋(橋梁補修) L=11.4m W=4.6m	市	
	75号橋(橋梁補修) L=13.0m W=4.5m	市	
	31号橋(橋梁補修) L=5.2m W=4.9m	市	
	64号橋(橋梁補修) L=14.7m W=1.5m	市	
	7号橋(橋梁補修) L=3.5m W=4.1m	市	
	10号橋(橋梁補修) L=3.0m W=4.8m	市	
	9号橋(橋梁補修) L=3.0m W=3.2m	市	
	7-20号橋長寺橋(橋梁撤去) L=6.5m W=7.7m	市	
	83号橋(橋梁補修) L=5.0m W=4.0m	市	
	5-3号橋(橋梁補修) L=3.5m W=7.1m	市	
	47号橋(橋梁補修) L=6.4m W=6.1m	市	
	49号橋(橋梁補修) L=6.5m W=6.1m	市	
(5)鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両	わたらせ渓谷鐵道輸送対策事業 費補助事業	団体	
	上毛線再生対策費輸送対策事業 費補助事業	団体	
(6)自動車等 自動車	乗合バス購入事業	市	
(9)過疎地域持 続的発展特 別事業 公共交通	わたらせ渓谷鐵道運行維持費補 助事業 ○具体的な事業内容 ・鉄道事業経常損失額の補助 ○事業の必要性	団体	

	<ul style="list-style-type: none"> ・わたらせ渓谷鐵道の安全輸送の確保と経営安定化を支援し、地域住民や観光客の交通手段確保に寄与する。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通手段の確保 ・交流人口の増加 		
	<p>上毛線再生対策費基盤設備維持費補助事業</p> <p>○具体的な事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線路、電路、車両の維持に係る補助 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全輸送の確保 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通手段の確保 ・交流人口の増加 	団体	
	<p>交通空白地有償運送事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で通院や買い物等、外出時の移動手段に支障をきたしている地域住民に有償で移動支援を実施するもの <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部に位置する東町の公共交通は利便性が低く、有償運送事業は交通体系の利便性の向上に寄与している。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通弱者対策に寄与 	NPO 法人	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none">構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施する。健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・舗装に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理費用の低減を図る。施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。
橋梁	<ul style="list-style-type: none">定期点検を計画的に実施し、橋梁の健全度を把握する。予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指す。健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理費用の低減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道施設

東町区域は、簡易水道で飲料水を供給しており、その普及率は 99%を超えており、生活様式の変化や給水人口の減少により給水量は減少傾向に転じているとともに、施設の老朽化が進んでいる。

十分な給水が図れるよう浄水場の整備を進めてきたが、今後は、既設の水道施設の維持改善については継続的に実施する必要がある。また、安全でおいしい水の確保を図るため、降雨時の水の濁りに対する水質保全対策や水源保護を目的とした水源地の保全を講じる必要がある。

管路の耐震化が進んでないため、今後の更新事業により耐震管への切替えが課題となっている。

小水道について、東町区域の黒坂石バンガローを含む周辺の世帯及び大間々町区域の小平地区の一部の世帯に飲料水を供給しているが、施設の老朽化が懸念される。

(イ) 汚水処理施設

汚水処理については、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別浄化槽事業の 3 事業で行っており、公共下水道事業は、事業計画区域内に未整備の区域が残っており、早期完成を目指し整備を進めている。一方で、供用開始後 30 年を超える管渠等を有しており、適切な修繕や更新等を図る必要がある。

農業集落排水事業においては、福岡中央地区に処理場を有し、排水処理を行っている。農業集落排水施設は、供用を開始して 25 年を超えており、維持管理や修繕費等が増加傾向である。

戸別浄化槽事業についても、整備後 15 年以上を経過しており今後、修繕費等の増加が懸念される。

(ウ) し尿・ごみ処理施設、排水処理施設

ごみ処理については、平成 8 年に旧桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合によって新設された施設を利用する形で、現在その業務は、桐生市に委託している。

平成 22 年度からは廃油回収事業、平成 27 年度からは古着・古布回収事業をそれぞれ開始し、資源リサイクルの推進にも取り組んでいる。今後は、分別収集の徹底や、生活様式の多様化から年々増加しているごみの減量化に積極的に取り組むとともに、不法投棄対策も講じていく必要がある。

し尿貯留場については、平成 3 年 4 月 1 日より使用しており、施設の老朽化が懸念される。

し尿処理業務は、桐生市に委託しており、平成13年に桐生市内に整備された施設を利用している。

東町区域及び大間々町区域の一部においては、合併処理浄化槽の普及を推進しているが、まだまだその率は低いと言える。

(エ) 消防施設

常備消防事務は、桐生市に業務を委託している。東町区域には、桐生みどり消防署黒保根東分署、大間々町区域には大間々新里分署が設置され、地元消防団と協力して消防業務に当たっている。消防施設の整備が充実してきている中で、施設の老朽化も懸念される。黒保根東分署が位置する土地は急傾斜なため、地盤沈下などの影響により、外壁などにひびが入っている状況もある。

また、消防水利については、地形の状態や集落が散在する状況から、未だに水利の悪い箇所及び老朽化による漏水なども発生しているため、防火対策を講じて行く必要がある。

林野火災が起きた場合は、山林に囲まれている地域のため、被害は広範囲に及ぶ可能性もあることから、初期消火の徹底が望まれる。消防業務は、消防活動のほかに救助活動や災害活動の分野へとその業務が拡大しつつあることから、一層の防火・防災思想の徹底と資質の向上が課題である。

(オ) 公営住宅

市営住宅については、老朽化した市営住宅の効率的かつ円滑な更新が課題となっており、計画的かつ効果的な改修、修繕を行うことにより、市営住宅の長寿命化を図ることが必要となっている。

また、移住・定住を促進するためには、住宅の確保が必要であり、地域内需要や都市住民のニーズを把握しながら、空き家と市営住宅の需要に的確に対応することも課題となる。

(2) その対策

(ア) 水道施設

- ・飲料水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設の改良、長寿命化を図るとともに、給水人口の規模に応じた施設の更新等効率化を図る。
- ・管路の耐震化を推進する。

(イ) 汚水処理施設

- ・安定した汚水処理を継続するため、施設の適切な維持管理を行うとともに計画的な更新を行う。

(ウ) し尿・ごみ処理施設、排水処理施設

- ・ごみの減量化・分別収集の徹底に努めるとともに、資源リサイクルの推進、不法投棄の監視体制の強化に努める。
- ・適切な維持管理の下、し尿貯留場を運用し、故障等の不具合が生じた場合には、迅速に対応する。
- ・合併処理浄化槽の普及を図るため、既存公共施設への合併処理浄化槽導入や関連施設の整備を計画的に進める。
- ・環境保全に対する住民の意識の高揚を図り、合併処理浄化槽の設置補助制度を継続し、普及率向上を目指す。
- ・工場排水による河川の水質汚濁を防ぐための指導啓発に努める。

(エ) 消防施設

- ・消防施設の移設などを検討している。
- ・道の駅、富弘美術館敷地内に新たに消火栓を設置する。
- ・多世代交流館内消火栓の配管等の改修を行う。

(オ) 公営住宅

- ・みどり市市営住宅長寿命化計画に基づいて事業を実施する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	管路更新等事業	市	
		計測機器等更新事業	市	
		浄水場施設更新事業	市	
		機械設備整備事業	市	
		敷設替事業	市	
		耐震化事業	市	
	その他	小水道施設改修事業	市	
	(2) 污水処理施設	管渠等整備事業	市	
		農業集落排水施設更新事業	市	
		管渠・マンホールポンプ等更新事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施	し尿貯留場維持管理事業	市	

	設		
	その他	浄化槽設置整備補助事業	市
(5) 消防施設	消防庁舎整備事業	市	
	緊急通信指令システム更新事業	市	
	道の駅消火栓設置事業	市	
	多世代交流館消火栓配管改修事業	市	
	消防施設設備整備事業	市	
(6) 市営住宅	中居団地外壁・屋根改修事業	市	
	花輪団地外壁・全面改修事業	市	
	塩原下ノ台団地耐震診断事業	市	
	神梅第2団地全面改修事業	市	
	神梅第3団地全面改修事業	市	
	大間々一丁目上原団地EV耐震化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
上水道	・費用の平準化にも配慮しつつ、維持管理、改修等を計画的に実施していく。定期的な点検を行い、機能維持を図り、また、維持管理費の縮減に努める。
下水道	・公共下水道については、長寿命化計画等に基づき、費用の平準化にも配慮しつつ、維持管理、改修等を計画的に実施していく。定期的な点検を行い、機能維持を図り、また、維持管理費の縮減に努める。
行政系施設	・庁舎は地域の核となる行政施設となるため、定期的に点検や診断を行うことで施設の長寿命化を図るとともに、照明のLED化など長寿命化と併せて維持管理費の削減につながる改修を進める。 ・合併時から総合サービス型分庁方式を採用して庁舎の利活用を図っているが、分庁方式の検証や防災拠点としての庁舎のあり方など、今後の庁舎の方向性の検証を進める。 ・耐用年数を経過した消防施設については、長寿命化に係る整備計画の策定を検討する。また、耐震化が未実施な施設について

	<p>は、建て替えも含めた耐震化計画の策定を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、消防施設として使用されていない5施設については、使用状況を十分に把握し、廃止も含め今後の方針を検討する。
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・RC造り住宅については、市営住宅の長寿命化計画に基づき維持管理を継続する。 ・老朽化、居住水準の診断を行い、診断結果に基づき施設の建て替え、廃止等を計画的に行う。 ・耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要な耐震補強を行うことで施設の耐震化を進める。 ・木造及び簡易耐火住宅については、入居者の退去後に解体し施設数を縮減する。 ・民間住宅事業者等と住宅施策に対する協力、連携を進め、保有する物件の有効利用などの検討を行うことで更新費用の縮減を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 児童福祉

東町区域の児童福祉施設は、民営の保育園が 1 施設あるのみであり、少子化により園児自体は減少しているものの、受入体制が整わないことで入園できなかった場合、区域外への施設に入園することとなり、遠距離での通園は保護者にとって大きな負担となっている。大間々町区域については、民営の保育園が 4 施設と民営の幼稚園が 1 施設あり、少子化の影響により園によっては若干の園児の減少が見られる。

また、子育て世代の人口が減少している中で、子育ての悩みを共有できるつながりが求められているため、安心して子育てに取り組める環境づくりや、子育ての心理的な負担を和らげるための体制づくりが必要となる。

乳幼児健診については、令和元年度から大間々町区域の同一対象者と同時期に大間々保健センターで健診を受けることができるようになった。このことで健診会場は以前より遠くなつたが、適切な時期に健診を受けることができている。

(イ) 高齢者の福祉

東町区域内人口に占める 65 歳以上の割合は、平成 22 年国勢調査時の 38.5%から令和 2 年には 53.1%となり、高齢化により人口の半数以上が高齢者となっている。

東町区域では、平成 7 年度に高齢者生活福祉センターを建設し、デイサービス、居住部門、在宅介護支援、老人福祉センターでは高齢者の各種サービスを提供している。

今後、高齢化の進行とともに、これらの施設の需要が増加することが予想されるため、施設管理を継続していく必要がある。また、高齢者生活福祉センターは建設から約 26 年経過しており、老朽化に伴う施設の改修や送迎バス等の買い換えの必要が見込まれる。

大間々町区域内人口に占める 65 才以上の割合は、平成 22 年国勢調査時の 26.3%から令和 2 年には 35.7%となり、3 人に一人以上が高齢者となっている。

大間々町区域では、大間々老人憩の家が老人福祉の拠点の一つとして長年利用されてきたが、昭和 48 年の開館から 50 年近くが経過し老朽化が顕著となっており、将来的には廃止の決定がなされている。

また、みどり市高齢者能力活用センターも老朽が進んでおり、改修・移転等の対応が必要である。

今後も高齢者の増加が見込まれることから、既存の施設である介護予防複合施設（いきいきセンター）の活用及び老人福祉を推進する拠点として総合福祉センターの整備が必要である。

(2) その対策

(ア) 児童福祉

- ・出生者数が少ないことを踏まえ、国、県と連携して必要な対策を図るとともに、地域としての子育てしやすい環境づくりを進める。
- ・子育て支援対策として、延長保育や学童保育など、保護者の負担軽減を図る措置を継続・支援していくとともに、入所者数に合わせた事業の見直しを検討していく。
- ・住民ニーズを把握し、充実した子育てサービスの提供に努める。
- ・母子保健事業は、実施会場を大間々保健センターに集約することで、母親同士の友達づくりや情報交換等、同世代の子を持つ親の新たなコミュニティの場としての活用を図る。
- ・東町区域及び大間々町区域の住民に配慮した健診（検診）日程や会場の設定に努める。

(イ) 高齢者の福祉

- ・一人暮らし高齢者世帯に緊急通報装置を設置するなど、緊急時に備える。
- ・高齢者施設から自宅までの距離が遠い高齢者が施設を利用する際の送迎バス運行を継続する。
- ・高齢者生活福祉センター、老人福祉センターの施設管理及び改修を進める。
- ・みどり市シルバー人材センターの改修・必要に応じて移転を行う。
- ・介護予防複合施設（いきいきセンター）の維持管理を行う。
- ・老人福祉の拠点として総合福祉センターの整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確 保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施 設保育所	保小中一貫教育推進事業 (保育所の整備)	市	
	(3) 高齢者福祉 施設	高齢者生活福祉センター施設管 理事事業	市	
	高齢者生活 福祉センタ ー	高齢者生活福祉センター施設改 修事業	市	
	老人福祉セ ンター	老人福祉センター施設管理事業	市	
	(8) 過疎地域持 続的発展特 別事業	老人福祉センター施設改修事業	市	
		送迎バス更新事業	市	
		重度障害者理容サービス事業	市	

	高齢者・障害者福祉	<p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級を保有し、下肢機能並びに体幹機能に障害を持つ方で出張による理容サービスが必要な障がい者（児）に理容サービス券（1 枚 2,000 円分×4 枚）を交付する。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅において生活している重度身体障害児（者）に対し、衛生的で快適な生活に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問による理容出張サービスを受けることで、快適な生活につながる。 		
	重度障害者（児）福祉タクシー料金助成事業	<p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳重度 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の障がい者（児）に基本料金分のタクシー券（月 4 枚）を交付する。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）の社会活動の便宜を図り、もって福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加活動の促進や自立支援につながる。 	市	
	特定疾患等患者見舞金支給事業	<p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県が実施する「特定医療（指定難病）の給付」「小児慢 	市	

		<p>性特定疾患医療給付」の受給者及び「人工肛門・人工膀胱受術者」を対象に 30,000 円（生涯に 1 回）を給付</p> <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援により、障がい者（児）への福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見舞金を支給することにより、当事者及び家族に対する慰労及び経済的な支援につながる。 		
		<p>ショートステイ事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活意欲が低下した要援護高齢者を養護老人ホーム等へ一時的に宿泊させる。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期宿泊により要介護状態への進行を予防するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防 	市	
		<p>緊急通報体制等整備事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態及び身体状況又は日常生活動作に支障がある高齢者を対象に緊急通報装置を設置 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独死の未然防止 ・医療費の削減 	市	
		<p>日常生活用具給付事業</p> <p>○具体的な事業内容</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得高齢者へ日常生活用具を給付又は貸与 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の便宜を図り、福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防 	市	
	<p>福祉タクシー料金助成事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動困難な要介護認定高齢者を対象とした「福祉タクシーカード」の交付 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会活動の便宜を図り、福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会活動への積極的参加 ・介護予防 	市	
	<p>敬老祝金事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・80歳以上の高齢者に祝金を贈呈 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を敬い、長寿を祝うことにより、生きがい対策とするもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくり 	市	
	<p>敬老旅行事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の希望者を対象として年1回旅行を実施 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流の促進を図り、高齢者の生 	市	

		<p>きがい対策とするもの。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくり 		
		<p>安心支援事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な在宅高齢者に、家事、見守り及び労務の提供による支援を行う。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の支援を行い、福祉の増進に寄与するもの。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防 		市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数や耐震補強を考慮した整備計画を策定し、施設の長寿命化を進める。 ・人口推計や施設利用者の見込みを把握し、市民ニーズに対応できるよう、施設配置や利用目的が重複する施設の集約化など効率的な施設のあり方を検討する。 ・指定管理者が管理している施設のうち、民間で同様のサービス提供が可能なものについては、民間への譲渡も視野に入れ、今後の運営を検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

現在、大間々町区域には恵愛堂病院及び療育センターきぼうをはじめ、診療所が 11 か所、歯科診療所が 7 か所あり、東町区域には花輪診療所とあずま歯科クリニックが開業している。

また、平日夜間及び休日の診療体制として、5 か所の医療機関による病院群輪番制や桐生市医師会による休日在宅当番医制及び平日夜間急病診療所の開設、桐生市歯科医師会による休日緊急歯科診療所の開設を行っている。

このように地域医療の維持・充実に努めているが、地域及び診療科による医師偏在や医師不足の面から地域医療体制の維持確保が必要となっている。

特に東町区域では、今後、人口の減少などによる患者数の減少により、診療所として運営していくことが困難となることが予想される。

高齢化が進み、老々世帯、独居の方が増加しており、診療所が閉鎖された場合には他区域まで通院する必要が出てくるため、その交通手段の確保が課題である。

(2) その対策

- ・区域内医療施設の整備を図るとともに、後継者の確保対策に努める。
- ・医療施設と保健センター及び高齢者生活福祉センター等の連携を深めながら適切な医療、保健活動が行える施策を講じる。
- ・救急医療体制の整備・充実を図る。
- ・交通空白地有償運送など、高齢者等交通弱者の移動手段確保のための対策を講じる。
- ・市有施設であるあずま歯科クリニックの老朽化に伴い、定期的な施設点検の実施により安全面への配慮を行い、長期的な医療を提供していくための施設整備が必要と考えられる。
- ・往診やオンライン診療の活用を図る。
- ・初期救急医療機関である桐生市医師会による休日在宅当番医制や平日夜間急病診療所、桐生市歯科医師会による休日緊急歯科診療所の運営を継続していく。
- ・地域で必要な医療が受けられるよう 2 次救急病院との連携を図りながら、救急医療体制の整備・充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(2) 特定診療科 に係る診療 施設 診療所	あずま歯科クリニック管理事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
医療施設	・今後の医療・保健分野や介護分野での課題や需要、地域の高齢化問題などを考慮すると、地域に必要な医療施設である。引き続き良好な医療サービスが提供できるよう計画的な改修により施設を維持していく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 学校教育関連施設

東町区域において、令和4年4月に、あづま小学校の校舎を活用した施設一体型の9年制義務教育学校として「あづま小中学校」が開校した。令和4年4月現在の児童生徒数は前期課程15名、後期課程11名であり、今後10年間を見ても、就学予定児童は毎年1~2名程度のまま、現状維持の見込みである。あづま小中学校の開校にあたり、あづま小学校の普通教室6教室のうち3教室を改修し、普通教室を3教室増やし全9教室とした。

大間々町区域において、小中学校ともに小規模校化が進んでいるため、今後の児童生徒数の減少を見通したうえで、学校規模の適正について検討する必要がある。そのため、令和5年度に、学校適正規模検討委員会を組織し、検討が始められるように準備を進めている。

また、児童生徒たちが安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の整備を進め、老朽化対策や防災機能強化を図り良好な教育環境の保全に努める。

(イ) 集会施設、体育施設等

耐用年数を経過した施設が多いため、今後の人口減少を踏まえ、地域住民の意見を考慮しつつ、施設の集約化や管理のあり方等を検討する必要がある。

旧神梅小学校体育館は、公共施設個別施設計画において施設の一部を地区公民館へ機能移転となっているが、天井材の一部と卓球場の壁の一部に腐食が生じている。

一方、義務教育学校の開校に伴い、旧東中学校施設が遊休施設となるため、都市部との交流機会の増加を図りつつ、義務教育学校における特色ある教育に資する活用方法を模索する必要がある。

(2) その対策

(ア) 学校教育関連施設

- ・普通教室としてある6教室のうち3教室を改修し、9教室とし1年生から9年生用の教室を確保した。
- ・9年制義務教育学校として開校し、タブレットを活用したプログラミング学習の充実や、英語集会、オーストラリアとのWeb交流を行うなど英語教育の充実を図る。
- ・学校施設の老朽化対策や防災機能強化を図るため、防水工事や外周フェンス工事を実施する。
- ・老朽化したスクールバスについて、新たなスクールバスを購入し、児童の通学環境を向上させる。

(イ) 集会施設、体育施設等

- ・各地区の集会所等として使用されている施設は、合併前に建設した施設であり、東町区域にある集会所等の維持管理は、全て各行政区が行っていることから、地元行政区へ譲渡できない建物は廃止する。
- ・旧東中学校体育館跡地を活用したボルダリング施設を整備し、地域間交流の拡大を図る。
- ・旧神梅小学校体育館の屋根改修工事を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	義務教育学校設置事業	市	
		大間々北小学校改修事業	市	
		大間々北小学校防水改修事業	市	
		大間々南小学校改修事業	市	
		大間々東小学校改修事業	市	
		大間々中学校改修事業	市	
		大間々中学校防水改修事業	市	
		大間々東中学校改修事業	市	
		あづま小中学校改修事業	市	
	屋内運動場	あづま小中学校二重窓改修工事	市	
		大間々北小学校屋内運動場改修事業	市	
		大間々南小学校屋内運動場改修事業	市	
		大間々東小学校屋内運動場改修事業	市	
		大間々中学校屋内運動場改修事業	市	
		大間々東中学校屋内運動場改修事業	市	
	屋外運動場	あづま小中学校屋内運動場改修事業	市	
		大間々東小学校外周フェンス改修事業	市	

		大間々南小学校隣地フェンス改修事業	市	
	水泳プール	大間々北小学校水泳プール改修事業	市	
	スクールバス・ポート	あずま小中スクールバス更新事業	市	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	東公民館複合化事業	市	
		多世代交流館体育館トイレ屋根防水工事	市	
		多世代交流館体育館改修工事	市	
		多世代交流館改修事業	市	
		多世代交流館屋上防水補修工事	市	
		多世代交流館 LED 照明改修工事事業	市	
	集会施設	ふるさと往来センター解体事業	市	
	体育施設	東運動公園社会体育館変電所更新事業	市	
		東運動公園社会体育館消防設備改修事業	市	
		東運動公園社会体育館照明改修事業	市	
		ボルダリングジム整備事業	市	
		ボルダリングジム換気扇設置事業	市	
		旧神梅小学校体育館屋根改修工事	市	
		大間々グラウンドリニューアル事業	市	
	文化財施設	文書史料保存倉庫解体工事設計業務	市	
	図書館	大間々図書館改修事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	わたらせ渓谷鐵道高校生等通學費補助 ○具体的な事業内容	市	

	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東町から高等学校等へわたらせ渓谷鐵道を利用し通学する生徒の通学費に対し、負担の軽減を図り過疎地域における定住を支援するため、通学費の一部を補助するもの。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東町から桐生方面への通学を利用する公共交通機関はわたらせ渓谷鐵道のみで、保護者の経済的負担の軽減に寄与している。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住促進に寄与 ・わたらせ渓谷鐵道の収益向上に寄与 		
	地区集会所解体事業	<p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設から年数が経過して老朽化し、地元行政区との調整で利用する見込みのない地区集会所9施設を解体するもの。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所の維持管理の負担軽減になるとともに、公共施設個別施設計画に基づき実施することにより、公共施設の適正規模配置にも寄与する。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費用の削減 ・公共施設の保有最適化 	市	
	旧花輪小学校体育館解体事業	<p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内の壁面における腐食など老朽化が進んでいることから、旧花輪小学校体育館の解 	市	

		<p>体を行うもの。</p> <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨漏りによる腐食が進行していることから、危険性を取り除く必要があるため。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去による危険性の除去 ・維持管理費用の削減 ・撤去後の敷地の有効活用が可能（駐車場用地等） 		
--	--	--	--	--

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
市民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設は耐用年数を経過した施設が多いため、計画的に改修や建て替え、耐震化を進める。また、今後の人口減少を踏まえ、地域住民の意見を考慮しつつ、施設の集約化や管理のあり方等も含め検討する。 ・文化施設は不特定多数の人が利用するため、特に安全性に重点を置いた点検、診断を実施する必要がある。既に耐用年数の半分を経過していることから、施設の長寿命化に向け計画的に改修を進める。
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館や図書館などの社会教育系施設は、地域住民の活動の拠点として重要な施設であり、長寿命化を図り施設を維持していく必要がある。 ・利用目的が重複する施設は、各施設の利用状況を見ながら集約化に向けた検討を進める。 ・文化財施設は建物自体の保存が必要なものもあるため、点検や診断を行い保存に向けた対応を進める。〔市が管理する施設では、大間々町区域に旧大間々銀行（大間々博物館（コノドント館））やながめ余興場があり、東町区域には旧花輪小学校や旧今泉家住宅などがある。また、市以外が管理する施設では、大間々町区域に岡直三郎商店大間々工場店舗兼主屋・文庫蔵、野口家住宅主屋、穴原薬師堂があり、東町区域には高草木住宅、御用銅蔵、稻荷神社などがある。〕

スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数を経過している施設については、整備計画を策定し長寿命化等の対応を計画的に進める。 耐震補強が必要な施設については、今後の運営方針も検討した上で計画的に耐震化を進める。 利用目的が重複する施設が複数存在するため、必要な施設数量を把握し施設の集約化を検討する。
学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設は施設の長寿命化を図るとともに、児童・生徒が日常的に使用することや災害対応の観点からより安全性や耐久性を重視した改修を進める。 学校施設の事故を未然に防ぐため、事後保全から予防保全に転換し、突発的な事故による学校運営への影響を減少させるとともに維持管理費の縮減に取り組む。 各学校の改修にあたっては、児童・生徒数の動向を踏まえた全体的な計画を策定し、工事費や工事時期の平準化を図る。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化、若年人口の流失により、多くの集落において高齢者の割合が高くなっている。

このため、高齢者のみの世帯も増え、今後、農地や山林などの地域資源の管理や、相互扶助などの集落としての機能を維持することが困難な状況となることが懸念されている。

これまで過疎法（東町区域）、山村振興法等（両区域）に基づき、交通・通信体系の整備を始めとした生活基盤の整備に取り組んできたが、集落が点在している状況下では、公共施設の整備及び配置について再編整備の検討が必要とされる。

また、集落機能を維持していくためには、住民同士の相互扶助等を促進するための支援策を充実させるとともに、「地域おこし協力隊」等のソフト面での支援も必要である。

(2) その対策

- ・集落内の基礎的な生活基盤の整備を図るとともに、集落間の道路整備を推進する。
- ・空き家対策事業により、空き家の有効活用で区域外からの移住を推進する。
- ・「地域おこし協力隊」等の外部人材を活用して、地域住民の自発的な活動の活性化を図るとともに、隊員の定住に向けた支援を行う。
- ・地域団体や「地域おこし協力隊」等の外部人材と連携を図りながら、新たな地域資源を発掘するとともに、それらを活用したイベントの開催、SNS を使った情報発信等の振興策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	みどり市東町移住定住促進住宅管理事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	花の里づくり事業 ○具体的な事業内容 ・観光資源の拡大と磨き上げのため、花の植栽を行う。 ○事業の必要性 ・地域が主体となって活動を継続することで地元住民の生きがいや地域の活性化を図る。 ○見込まれる事業効果	市	

		<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の増加 ・地域の活性化 		
		<p>多面的機能支払交付金</p> <p>○具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者及び地域住民による共同活動によって、農地・道・水路等の地域資源の保全を行う任意団体の活動に対して補助を行う。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・過疎化により維持管理が困難になっている農地・道・水路等の地域資源を農業者及び地域住民による共同活動で保全することで地域の遊休農地を解消することができる。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により環境整備を行うことで農業振興を図る。 	任意団体	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

11 地域文化の振興等

（1）現況と問題点

平成 3 年に開館した「富弘美術館」は、年間来館者数が一時、40 万人を超えた人気教育施設であり、平成 17 年には「新富弘美術館」が開館となるなど、多くの人に「いのちの尊さ・いのちの輝き」を語り続けてきた。令和 3 年には開館 30 周年を迎えるが、累計入館者も 700 万人に達したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けてからの入館者は激減している。

原画や建物の魅力を後世へ残し、地域文化の振興に貢献するためイベントの開催や情報発信を行っているが、近年では建物や設備の老朽化が目立ち、多くの修繕を要しているため、美術館維持運営の検討が課題となっている。

大間々町区域と東町区域には古い町並みが残り、文化財に指定される歴史的価値のある建造物も多いが、老朽化に加え維持管理が行き届かない等の理由により、滅失の危機にさらされている建造物も見受けられる。

東町区域には、市指定重要無形民俗文化財に指定されている「小夜戸小正月飾り」や「小中獅子舞」といった文化が受け継がれ、保存会を中心に活動を行っているが、地域住民の高齢化や人口流出などにより担い手が不足し、保存会としての活動や文化の継承が困難になることが懸念される。

銅山街道が通り、桐原宿が設置された大間々町区域には、飢きんに備え明治初年まで貯穀していた桐原郷蔵（県指定史跡）や養蚕業へ融資を行っていた旧大間々銀行（大間々博物館（コノドント館））（市指定重要文化財）などがあり、昔ながらの名残が今でも感じられる。また、北部にあたる小平・浅原・塩原など各エリアにも県指定文化財「木造虚空蔵菩薩坐像」や市指定の史跡、建造物が点在し、当時の隆盛を物語っている。ただし、近年は、文化財を管理する責任者（団体）の高齢化や人口減少により維持管理が困難となってきている。

市指定重要無形民俗文化財に指定されている「大間々祇園まつり」は、1658 年（寛永 6 年）の祭礼開始から 390 年以上の歴史を誇り、祇園ばやしや山車の巡行、神馬などの伝統行事を行っているが、地域住民の高齢化や少子化により担い手が不足し、文化の継承が困難になってきている。

群馬県桐生市と栃木県日光市を全長 44.1 km でつないでいるわたらせ渓谷鐵道には、東町区域及び大間々町区域を含む多くの国登録有形文化財がある。平成 20 年 7 月に大間々町区域にある上神梅駅本屋・プラットホームが登録となり、これを契機に平成 21 年 11 月には、大間々駅を含む駅舎や桐生市とみどり市を跨ぐ深沢橋梁を含む橋梁、第 1 ～ 第 3 まである上神梅トンネルを含む各トンネルなど主要施設が全線にわたり登録された。今では四季折々の美しい景色を眺めながら、文化遺産に触れる「列車の旅」が観光の目玉となっている。ただし、各施設では鉄道会社による安全面を考慮した管理はされているものの他の文化財と同様に経年劣化は否めず、維持管理方法が課題となっている。

(2) その対策

- ・来館者数の多い富弘美術館を中心に、旧花輪小学校記念館などの文化施設と連携して多重的な情報発信やイベントなど、地域文化の振興と観光集客を図る。
- ・駅やその他の施設間との効果的な交通確保を図る。
- ・文化財の歴史的・文化的価値を後世に引き継ぐため、修繕を必要とする建造物には助言や援助を行い、修繕完了後には公開を促進することにより、東町区域の観光資源として有効活用を図っていく。
- ・地域文化の継承のため、魅力を外部へ発信し、新たな担い手の確保を図る。
- ・民俗文化財が継承されるように支援するとともに、本来の姿が確実に継承されるように記録保存を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	童謡ふるさと館改修事業	市	
	地域文化振興施設	富弘美術館内部改修事業	市	
		富弘美術館外部改修事業	市	
		富弘美術館空調施設加湿器更新事業	市	
		富弘美術館高圧受電設備機器交換事業	市	
		富弘美術館電気設備改修事業	市	
		富弘美術館空調設備改修事業	市	
		富弘美術館自動火災報知設備更新事業	市	
		富弘美術館大規模改修事業	市	
		旧花輪小学校記念館リニューアル事業	市	
		旧花輪小学校記念館改修事業	市	
		旧花輪小学校記念館屋外トイレ整備事業	市	
		大間々博物館常設展示事業	市	
		大間々博物館改修事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特	過疎地域オンライン体感事業 ○具体的な事業内容	市	

	別事業 地域文化振 興	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県が主催する事業で、過疎地域の価値や魅力をオンラインで発信し、区域外との関係を深める。 <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域文化を全国へ発信し、東町区域及び大間々町区域に関心を持ってもらう。 ・区域外との関係を深めることにより新たな担い手確保の一助となる。 <p>○見込まれる事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係人口の増加 ・地域文化の伝承 		
(3)その他	指定文化財保存事業費等補助	市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

施設類型	施設類型ごとの基本方針
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館や図書館などの社会教育系施設は、地域住民の活動の拠点として重要な施設であり、長寿命化を図り施設を維持していく必要がある。 ・利用目的が重複する施設は、各施設の利用状況を見ながら集約化に向けた検討を進める。 ・文化財施設は建物自体の保存が必要なものもあるため、点検や診断を行い保存に向けた対応を進める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーの利用の促進については、平成 21 年度から住宅を対象とした太陽光発電システムの設置者に対し補助事業を開始してきた。更に平成 27 年度からは、住宅用新エネルギーシステム等設置補助事業としてリニューアルし、太陽光発電システムの他にリチウムイオン蓄電池、平成 29 年度からは木質ペレットストーブ、令和 3 年度からは薪ストーブと補助対象をそれぞれ増やし、再生可能エネルギーの利用促進につながる施策を展開している。

令和 2 年度には、木質バイオマスの利用促進を目的として、東支所に木質ペレットストーブを設置し、来所者に対し PR できる環境を整えた。

また、平成 26 年度には、東町神戸太陽光発電所を建設し、平成 27 年度より稼働を開始している。

しかしながら、再生可能エネルギーの普及率はまだまだ低いと言える。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギーの利用促進のための施策を展開する。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電施設維持管理事業 木質バイオマス施設整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用推進事業 ○具体的な事業内容 ・住宅を対象とした太陽光発電システム・リチウムイオン蓄電池・木質ペレットストーブ・薪ストーブの設置者に対し、補助金を交付する。また、温浴施設等における木質バイオマスを利用したボイラーによる熱利用を促進する。	市	

		<ul style="list-style-type: none">○事業の必要性<ul style="list-style-type: none">・カーボンニュートラルの実現に寄与する。○見込まれる事業効果<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出量の削減。		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

みどり市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（1）現況と問題点

東町区域及び大間々町区域における地域づくりは、どちらかと言えば行政主導による施設整備が中心であり、住民側も行政に依存し、自らが主体となることに必ずしも積極的でなかった面もある。また、社会の進展とともに新しい需要も生まれていることから、地域資源を有効に利活用できるよう、官民が一体となって情報収集に努める必要がある。

（2）その対策

- ・地域住民が主体性を持ち地域づくりを進めるために、地域づくりに取り組み団体を支援する制度を充実させる。

○事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	移住・定住	地域おこし協力隊事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		移住支援事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		移住支援金交付事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		空き家利活用促進事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
2 産業の振興	第1次産業	農業機械・設備導入支援事 業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		空き店舗活用支援補助事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		事業者チャレンジ支援補助 事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	商工業・6次產 業化	店舗リニューアル補助事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		花輪駅周辺活性化事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	観光	企業立地促進事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		有害鳥獣対策事業	市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	企業誘致			
	その他			

3 地域における情報化	デジタル技術活用	デジタルデバイド対策事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	わたらせ渓谷鐵道運行維持費補助	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		交通空白地有償運送事業	NPO法人	当該事業の効果は将来に及ぶものである
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	重度障害者理容サービス事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		重度障害者(児)福祉タクシ一料金助成事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		特定疾患等患者見舞金支給事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		ショートステイ事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		緊急通報体制等整備事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		日常生活用具給付事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		福祉タクシ一料金助成事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		敬老祝金事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		敬老旅行事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである

		安心支援事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
8 教育の振興	その他	わたらせ渓谷鐵道高校生等 通学費補助	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		地区集会所解体事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		旧花輪小学校体育館解体事 業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
9 集落の整備	集落整備	花の里づくり事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
		多面的機能支払交付金	任意 団体	当該事業の効果は将来に及ぶものである
10 地域文化の 振興等	地域文化振興	過疎地域オンライン体感事 業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	再生可能エネ ルギー利用	再生可能エネルギー利用推 進事業	市	当該事業の効果は将来に及ぶものである